

1. 北海道医療大学大学院の教育理念・教育目標

〔北海道医療大学大学院の教育理念〕

建学の理念を基本として大学院の教育理念を以下のように定める。

生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを北海道医療大学大学院の教育理念とする。

〔北海道医療大学大学院の教育目的〕

北海道医療大学の教育理念に沿って、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を本大学院の目的とする。

〔北海道医療大学大学院の教育目標〕

北海道医療大学の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 豊かな学識と人格の養成
2. 高度な専門知識および学術の修得
3. 独創的な研究および研究能力の開発
4. 社会の要請に的確に対応できる教育・研究の推進

2. 大学院歯学研究科の教育理念・教育目標

〔大学院歯学研究科の教育理念〕

本大学院は高度化する学術研究の発展に貢献し得る独創的な研究能力、高度な学識、豊かな人間性を備えた人材を養成し、歯科医学の先駆的な学術研究の推進を通じて人類の幸福に貢献することを教育理念とする。

〔大学院歯学研究科の教育目的〕

歯学研究科歯学専攻（博士課程）の教育理念に沿って、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を本専攻の教育目的とする。

〔大学院歯学研究科の教育目標〕

歯学研究科歯学専攻（博士課程）の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 深い学識と人格の養成
2. 高度な専門知識と技術の修得
3. 独創的で高度な研究能力の修得
4. さまざまな社会ニーズに対応できる資質・能力の修得

3. 大学院歯学研究科の概要

今日、我が国の医学・医療は、患者一人一人の人権や意志を尊重した国民に開かれた医療の実現、少子高齢化、高度情報化社会への適切な対応、世界をリードする先進的な医学・医療の研究開発の推進、地球的規模での医学・医療協力への貢献等、様々な重要課題に直面している。

こうした諸問題に対し、歯科医学の教育・研究は、将来における国民の多様かつ高度な医療サービスに対するニーズに応える人材や、将来の歯科医学、歯科医療の進展に寄与する人材を育成することが求められ、その研究領域は、高度化・多様化している。また、歯科医療技術の進歩に伴い、高度な専門性を有する歯科医師のニーズが社会的に高まっており、各歯科関連学会においては国民への良質な歯科医療の提供のため認定医・専門医の養成が精力的に取り組まれている。

本学の大学院教育では、こうした時代に対応するため、2008年4月から、研究者又は教育者を養成する「研究コース」と、研究マインドを持った専門医を養成する「認定医・専門医養成コース」を創設し、学部教育に続き高度な教育と研究を推進し、保健・医療・福祉の連携・統合を担う実践的な人材の養成を含めた大学院をめざし、新しいカリキュラムにより教育を行っている。

4. 修業年限・学生定員

課程	専攻	修業年限	定員	
			収容定員	入学定員
大学院歯学研究科 博士課程	歯学専攻	4年	72名	18名

5. カリキュラムの特色

〔 研究コース 〕

専門の研究課題に即した自発的な研究に従事し、研究者として自立した研究活動を行うのに必要な高度な能力の会得を目的とする。このコースを履修することによって、研究者又は教育者を養成することをめざす。

なお、4年間の修業年限内に専攻に関わる科目から12単位、他の専攻に関わる科目、共通科目、特論科目のうちから18単位以上履修することを義務付けている。

〔 認定医・専門医養成コース 〕

基礎及び臨床研究を遂行できる科学者であると同時に、科学的な根拠に基づいた歯科医学（EBD：Evidence Based Dentistry）の知識を有し、EBDに基づいた専門性の高い歯科医療を実践できる臨床歯科医師の育成を目的とする。このコースを履修することによって、各種認定医・専門医の資格取得のために必要な専門知識及び専門技術を習得することをめざす。

なお、4年間修業年限内に必修科目4単位、専攻に関わる科目から14単位以上、及び共通科目、特論科目のうちから12単位以上履修することを義務付けている。

≪ 認定医及び専門医の申請に必要な要件等 ≫ 別表1. 各学会による認定医・専門医に関する要件(抜粋)

〔 研究コース / 認定医・専門医養成コース 〕

特色ある講義内容として、研究の進め方、論文の構成、データ処理法等を学ぶ「歯科医学研究総論」や、研究方法の基礎及び研究機器の利用法を学ぶ「研究方法論Ⅰ・Ⅱ」等を共通科目として開講している。また、選択科目として21項目の特論科目を開講し、院生が主体的に科目履修できるようにするとともに、薬学研究科、看護福祉学研究科で開講している科目を研究科間共通科目として取り入れ、保健と医療と福祉の連携・統合を図ることとしている。さらに、学習意欲を持ちながら昼間に修業することが困難な社会人が働きながら学ぶことを可能とするため、夜間その他の特定の時間・時期において授業又は研究指導を行うなど、履修形態を弾力化し、留学生に対しては自由選択科目として「日本語コミュニケーション」を配当し、日本語の修得を支援するなど、単位修得等への便宜を図っている。

研究指導においては、研究をまとめる能力を養うために、3年次において成果の中間報告を行う発表会を実施しており、発表会での多くの研究者からの批評は、院生の研究内容を更に高めるのに大いに役立っている。

6. 大学院歯学研究科三方針

〔 アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針） 〕

歯学研究科歯学専攻（博士課程）では、基礎学力に加え、医療人としての高い倫理性を備え、自ら設定した目標達成のため粘り強く努力する意欲に富み、歯科医学の分野で保健・医療・福祉の連携統合を担う研究者あるいは専門医として人類の幸福に貢献するという強い意欲のある人材を求めます。

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「一般選抜」は、英語及び歯学領域に関する専門科目の筆記試験により修学に必要な学力を評価し、さらに履歴書などの出願書類と面接により修学意欲及び研究計画の妥当性などについて評価します。

「社会人選抜」は、英語及び歯学領域に関する専門科目の筆記試験により修学に必要な学力を評価し、さらに履歴書などの出願書類と面接により修学意欲及び研究計画の妥当性などについて評価します。

〔 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 〕

歯学研究科歯学専攻（博士課程）では、「研究コース」と「認定医・専門医養成コース」の2つのコースを設けて、学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 「研究コース」では、歯科医学研究を背景とした基盤的・先端的な専門知識および技能を修得させ、それらを統合する能力を備えた指導的な人材ならびに国際的に活躍できる自立した研究者を養成する。また、自己の研究に強い責任感と高い倫理性を持ち、その研究成果と意義を高度な水準で議論し、必要に応じて他の研究分野との協力体制を構築できる能力を育てる。そのための教育課程編成にあたっては、過度の専門化に陥ることなく、幅広い視野から自己の研究に係わる知識を集積できるよう学際的なカリキュラムを編成・導入し、既存概念に囚われることなく未踏の分野に挑戦する創造的な研究を実践させる。
2. 「認定医・専門医養成コース」では、人々の多様かつ高度に専門的な医療サービスに対するニーズに応え、日々高度化する歯科医療技術を科学的エビデンスに基づいて評価し、それらを地域医療に応用できる研究マインドを持った臨床歯科医を養成する。そのための本コースでは高度な歯科医療技術を修得させるばかりでなく、様々な歯科医療技術を多様な観点から評価し、それらの新規あるいは継続的導入が地域歯科医療の発展に貢献するか否かを絶えず客観的に検証できる能力を養成する。
3. 歯科医学研究総論では、毎回の講義で実施する小テストあるいはレポート課題によって理解度を評価する。それ以外の特論・実習科目の評価は、プレゼンテーション・討論の参加状況やレポート等を用いて総合的に評価する。

課題研究については、大学院2年目に研究構想検討会を実施して研究計画を公表し、指導担当教員以外に

2名のアドバイザーを選出する。これらの教員が参加する研究成果計画検討会、3年目に実施する中間発表会、および最終年次における研究発表会を実施し、継続的に形成的評価を行い、研究態度、到達度を評価する。さらに提出された博士論文を主査・副査と学位論文提出者による討議会、および博士論文審査基準に基づいて総合的に評価する。

[ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）]

以下の要件を満たし、歯科医学の分野で、保健・医療・福祉の連携統合を担う研究者あるいは専門医として深い学識と高い研究能力を修得したと認められる者に対し「博士（歯学）」の学位を授与する。

1. 歯学研究科歯学専攻（博士課程）に原則4年以上在学し、本研究科が定める履修上の要件を満たしている。
2. 大学院3年次に、研究中間発表会で発表している。
3. 研究指導を受け、学位論文を提出し、研究科が行う論文審査および最終試験に合格している。

別表1. 各学会による認定医・専門医に関する要件(抜粋)

学会/呼称	研修期間の要件	研修実績の要件	実績症例数等	症例等の内容
日本口腔外科学会 口腔外科認定医	【学会所属】 継続2年以上 【研修期間】 研修施設に 通算2年以上	【研修実績】 学会参加及び学 術 発表(筆頭者とし て)、研修会の参 加、救命救急研修 【診療実績】 診断、周術期管 理、 手術管理	【診断】 10 例 (各分野1例を含む。) 【周術期管理】 外来・入院各5例 【手術管理】 1) 執刀手術 30 例以上 2) 経験手術 15 例以上	疾患群ごとに必要症例を指定
日本口腔外科学会 口腔外科専門医	【学会所属】 継続6年以上 【研修期間】 研修施設に 通算6年以上 認定医資格取得	【学術発表】 75 単位以上の学会 参加。一部は筆頭 者として。 【学術論文】 指定学術誌へ3編 以上(内、1編は日 口外誌筆頭著者) 【研修実績】 指定学会及び全身 管理研修、ICLS ま たは ACLS への参 加 【共通研修】 日本歯科専門医機構 実施の研修会への参 加。	【執刀手術】 100 症例以上 (中・高難度手術 40 症例を含む。) 【入院症例の管理】 50 例以上 【口腔外科症例の 管理・診断】 10 症例以上	疾患群ごとに必要症例を指定 ・筆記試験(記述式8問) ・口頭試問 ・中等度難易度以上の 手術実地試験
日本歯周病学会 歯周病認定医	【学会所属】 継続3年以上 【研修期間】 3年以上	【認定医・ 専門医教育講演】 2回以上	【中等度以上の歯周炎】 1症例 筆記試験を課す。	初診時に 4mm 以上の歯周ポケットが全体 の 30%以上、6mm 以上のポケットが3か所 以上ある症例 歯周外科手術(フラップ手術)を行った症例 メンテナンス又はSPT(歯周治療終了後6か 月以上経過)まで進んでいる症例
日本歯周病学会 歯周病専門医	学会及び学会が認 める関連学会の認 定医の資格取得者 であること。 【学会所属】 上記認定医に 登録後通算 2年以上 【研修期間】 上記認定医に 登録後通算 2年以上	上記認定医に登録後 【認定医・ 専門医教育講演】 2回以上 【教育研修単位】 30 単位以上	【中等度以上の歯周炎】 10 症例 (侵襲性歯周炎又は重度 慢性歯周炎を1症例以 上)	初診時に 4mm 以上の歯周ポケットが全体 の 30%以上、6mm 以上のポケットが3か 所以上ある症例 メンテナンス時に適正に機能してい る残存歯が 10 歯以上存在しているこ と。 特殊な歯肉炎や歯周炎、あるいは歯周 形成手術により歯肉歯槽粘膜の解剖学 的異常に対処した症例も 2 症例以内で 含めてよい。 10 症例中 8 症例以上で歯周外科処置を 行っていること。この場合、インプラ ント治療に特化した外科処置は歯周外 科処置数には含めない。 歯周外科処置の中に 1 症例以上の再生 療法を含むこと。さらに、歯周形成手 術が含まれていることが望ましい。 初診時に高齢者(65 歳以上)または全 身疾患を有する方の症例を 1 症例含む こと。 メンテナンス又は SPT(歯周治療終了後 6 か 月以上経過)まで進んでいる症例

学会/呼称	研修期間の要件	研修実績の要件	実績症例数等	症例等の内容
日本歯科保存学会 歯科保存治療 認定医	【学会所属】 継続2年以上 【研修期間】 2年以上	【研修単位】 20 単位以上 (内、本学会活動 で 15 単位以上) 【日本歯科医師会員】	筆記試験及び提出症例の 書類審査	
日本歯科保存学会 歯科保存治療 専門医	【学会所属】 継続5年以上 【研修期間】 5年以上	【研修単位】 60 単位以上 (内、本学会活動 で 30 単位以上) 【日本歯科医師会員】 【学術発表】 指定学術大会で1 回以上(筆頭演者 として) 【学術論文】 指定学術誌へ1編 以上(共同著者可)	筆記試験及び提出症例の 口頭試問(9症例)	修復、歯内、歯周の それぞれ3症例、計9症例 【修復】 間接法修復1症例を含む3症例 【歯内】 抜髄、感染根管を問わず、複根管歯1 症例を含む根管処置歯3症例 【歯周】 全顎の歯周基本治療を行った3症例 各症例は少なくとも6か月以上の経過観 察あるいはメンテナンスを行ったもの。
日本接着歯学会 接着歯科治療 認定医	【学会所属】 継続 5 年以上 【研修期間】 5 年以上	【研修単位】 50 単位以上 通算 5 年以上の認定 研修 【学術発表】 「接着歯学」or[Dental Materials Journal]1 編 以上発表(共同可) 学会学術大会 1 回以 上発表(共同可)	長期症例(術後経過3年以 上) 1症例 短期症例(術後経過 3 年未 満):2 症例 以上の症例について症例 試験、面接試験	必須:経験症例報告 10 症例 選択:症例数を主とした臨床実績(120 症 例) 選択:経験した症例内容を主とした臨床 実績(60 症例 術前 術中 術後の口腔 内写真を含む)
日本レーザー 歯学会認定医	【学会所属】 継続2年以上 【研修期間】 研修施設に 通算2年以上	【研修単位】 25 単位以上 【学術発表】 指定学術大会で 1回以上発表 :共同演者可 又は 指定学術誌へ1編 以上:共同著者可	筆記試験及び口頭試問	
日本レーザー 歯学会専門医	【学会所属】 認定医取得後、 継続3年以上 【研修期間】 研修施設に 通算2年以上	【研修単位】 50 単位以上 【学術発表】 指定学術大会で 1 回以上発表 :共同演者可 【学術論文】 指定学術誌へ 1編以上 :共同著者可	筆記試験及び口頭試問	
日本補綴歯科学会 修練医	【学会所属】 必要なし。 臨床研修の実施機 関または認定研修 機関で診療に従事 していること。	【学術大会等への出 席】 1年以内に本会学術 大会・支部学術大会 のいずれかに1回以 上	1 症例	歯科補綴学に関連する領域の疾患の診 断および治療を 1 症例終了しているこ と。
日本補綴歯科学会 認定医	【学会所属】 必要なし。 臨床研修の実施機 関または認定研修 機関で診療に 2 年 以上従事している こと。	【試験】 多肢選択式筆記試験 に合格していること。 【学術大会等への出 席】 本会学術大会・支部 学術大会のいずれか に 3 回以上	10 症例	歯科補綴学に関連する領域の疾患の診 断および治療を 10 症例終了しているこ と。

学会/呼称	研修期間の要件	研修実績の要件	実績症例数等	症例等の内容
日本補綴歯科学会 専門医	【学会所属】 継続5年以上 【研修期間】 認定された研修期 間で5年以上 【研修単位】 360 単位	【試験】多肢選択式筆 記試験に合格してい ること。 【ケースプレゼンテーシ ョン 試験】 合格していること。 【学術大会等 への出席】 28 単位以上 【学術発表】 12 単位以上 (口演発表又は論文 発表)	310 単位以上	A.治療終了後、3年以上の経過観察を行 った症例1症例 ――― 10単位 この症例は両会が設定する会場におい てケースプレゼンテーションを行うととも に、発表当日に口述試験を受ける。 B.治療を終了した基本的な症例 2単位 (1 装置) 治療を終了した難症例 5単位(1 口腔) 100 装置以上(有床義歯 30 装置以上) と難症例 20 例以上を必ず含むこと
日本口腔 インプラント学会 JSOI 専修医	【学会所属】 2年以上継続 【研修期間】 通算2年以上 日本歯科医師会 員	【学術大会への参加】 4回以上 認定講習会の受講 【ケースプレゼンテーシ ョン 試験】 合格していること。	5症例	2年以上経過した症例
日本口腔 インプラント学会 専門医	【学会所属】 継続5年以上 【研修期間】 通算5年以上 (合算でも可) 日本歯科医師会 員	【学術大会への参加】 8回以上 【学術大会での発表】 2回以上 【指定学術誌への発表】 1編以上 【専門医教育講座 の受講】 3回以上 【ケースプレゼンテーシ ョン 試験】 合格していること。	20 症例以上	すべて上部構造装着から 3年以上の経過症例 多数歯欠損(1顎7歯以上欠損)症例で全 顎にわたる症例を3症例以上含むこと。
日本歯科審美学会 認定医	【学会所属】 継続して 5 年以上	【大会等出席記録】 合計 12 単位以上 【歯科審美に関連す る領域での発表】 合計 15 単位以上	歯科審美領域における疾患 の長期症例と短期症例とあ わせ、12 単位以上 プレゼンテーションを行い、 審査(口頭試問)を行う。	*長期症例では 3 年以上の経過観察を した症例を報告 (1症例で 8 単位) *短期症例では治療を終了した症例を 報告 (1症例で 4 単位)
日本矯正歯科学会 認定医	【学会所属】 5年以上 【研修期間】 基本研修を含め臨 床研修5年以上 (研修医不可)	臨床報告又は矯正歯 科臨床に関する原著 (原則として筆頭者で あること。)	【基本研修】 2年以上 【臨床研修】 基本研修を含めて 5年以上 150 症例以上	150 症例のうち 10 症例は、マルチブラケット 装置による永久歯列期の矯正歯科治療 (資料採取から保定まで)を主治医として 自ら行っていること。
日本顎関節学会 認定医	【学会所属】 継続3年以上 【研修期間】 研修施設に 通算3年以上	【学術発表を 含む場合】 60 単位以上 【学術発表を 含まない場 合】 80 単位以上 【学術大会の出席】 20 単位以上 【発表又は受講】 30 単位以上	30 単位以上	【顎関節疾患の診査・診断】 10 単位以上 【顎関節疾患例に対する診断・治療】 20 単位以上

学会/呼称	研修期間の要件	研修実績の要件	実績症例数等	症例等の内容
日本顎関節学会 歯科顎関節専門医	【学会所属】 継続5年以上 【研修期間】 研修施設に 通算5年以上在籍	【学会参加・発表】 50 単位以上 【研修会参加】 20 単位以上 【学術論文】 3編以上又は 20 単位以上 (筆頭著者として 本学会誌掲載論文 1編を含む。)	【診療実績】 100 例以上 【診査・診断】 50 単位以上 【診断・治療】 100 単位以上	【診査・診断】 顎関節症病態分類,咀嚼筋痛障害、関 節円板障害,変形性顎関節症の各症 型 10 単位以上 【診断・治療】 保存的・外科的治療を終了 20 単位以上 保存的・外科的治療を終了後 1年以上の経過観察 40 単位以上 画像診断 20 単位以上
日本小児歯科学会 専門医	【学会所属】 継続 5 年以上 【研修期間】 通算 5 年以上 (小児歯科臨床経 験として) (注:卒直後 1 年間 の歯科医師臨床研 修期間は除く)	【教育研修単位】 150 単位以上 最低必要単位数 【臨床研修】 60 単位以上 (大学研修: 40 単位以上を 含む)(大学研 修:20 単位/年) 【学術研修】 50 単位以上 【業 績】 10 単位以上 (小児歯科学分野の 学会・研修会および 学術雑誌等への発 表。筆頭から5番目ま でに限る) 【日本歯科専門医機構 が定める共通研修の 受講】	【主治医としての治療】 120 症例 (うち、 <u>1 年以上の長期継続 観察症例が 60 症例以上</u>) (注)症例詳細に関しては、右 の症例内容に記載 【試験内容】 (1)ケースプレゼンテーショ ンおよび口頭試問(注:2 症 例) (2)症例課題(記述試験) (3)客観試験(選択肢問題)	(イ)～(ヘ)の患者の診療をそれぞれ 20 人 以上ずつ行う。各項目のうち 10 症例以 上は研修施設で行ったものとする。また、 10 症例以上は 1 年以上の継続診療を行 ったものとする。(ホ、ヘ)は(イ～ヘ)と重な った患者でも可とする。 (イ)0～3 歳未満 (ロ)3～6 歳未満 (ハ)6～12 歳未満 (ニ)12 歳以上 (ホ)障害児または有病児 (ヘ)全身麻酔、鎮静等特別な対応法を 用いた患者
日本小児歯科学会 認定医	【学会所属】 継続 2 年以上 【研修期間】 小児歯科臨床経 験として通算 2 年 以上 (注:卒直後 1 年 間の歯科医師臨床 研修期間は除く)	【教育研修単位】 100 単位以上 最低必要単位数 【臨床研修】 30 単位以上 【学術研修】 40 単位以上 【業 績】 4 単位以上 (日本小児歯科学会全 国大会・地方会大会・ 小児歯科学雑誌・ Pediatric Dental Journal での発表を含 むこと) 【認定医申請者向け 教育講座】 1 回以上の受講	【主治医としての治療】 3 症例 (2 年以上の長期継続観察症 例) (注)症例詳細に関しては、右 の症例内容に記載 【試験内容】 1. 客観試験(選択肢問 題) 2. 面接試験(症例報告に 基づく) 【客観試験免除対象者】 <u>大学院博士課程歯学専攻</u> <u>(小児歯科学専攻)を修了し</u> <u>た者</u>	乳歯列期から混合歯列期にかけての症 例を含むこと。診療内容は齲蝕、外傷、 咬合誘導、過剰歯、小帯異常、齲 蝕予 防管理、歯周疾患、あるいは発達障害 児、全身疾患を有する小児、歯科的不協 力児の長期口腔管理など 1 小児患者 1 症 例とし、内容が偏らないようにすること。
日本口腔衛生学会 歯科公衆衛生 専門医	【学会所属】 継続5年以上 【研修期間】 5年以上 (歯科公衆衛生活 動経験として)	【集団歯科保健活動 の経験事例】 1例以上有すること 【歯科公衆衛生活動】 25 単位以上 【研修参加】 10 単位以上 【学会参加】 10 単位以上 【論文・報告等の公 表】 5単位以上	60 単位以上	【集団歯科保健活動の経験事例】 集団等の課題の把握・評価から対応策 の企画・立案、実施、事後評価に至る経 験事例 【歯科公衆衛生活動】 行政委員、歯科医師会役員、学校歯科 医、市町村で保健活動、保健所等の常勤 職 【研修・学会参加】 指定の学術研修会、学会、定期的継続的 な研究会 【論文・報告等の公表】 研究論文・症例報告等、総説・啓発解説 書、学術発表

学会/呼称	研修期間の要件	研修実績の要件	実績症例数等	症例等の内容
日本障害者歯科学会 認定医	【学会所属】 通算3年以上 【研修期間】 認定医指導医のもと、障害者歯科臨床経験として通算3年以上 【学会への参加】	【症 例】 過去3年に担当した障害者への歯科診療の延べ60回、20症例以上 【学術研修】 日本障害者歯科学会学術大会での発表または日本障害者歯科学会雑誌への論文掲載の経験を1回以上持つ者(共著者を含む) 【救急蘇生研修】 AHA-BLS(ACLS)プロバイダーコースなどを1回受講 【倫理研修】 学会が定める倫理研修を受講 学会発表(筆頭者ないし共同演者)又は学会誌への投稿(筆頭著者ないし共同著者)	【主治医としての治療】 過去3年に担当した障害者への歯科診療の延べ60回、20症例以上 【試験内容】 1. 記述試験 2. 経験症例への面接試験	(1)治療経験 (2)口腔機能リハビリ (3)予防処置及び保健指導 (4)全身麻酔や精神鎮静法又は全身管理 (5)養護学校等の教育機関や障害者施設で実施した歯科保健指導の概要
日本歯科放射線学会 歯科放射線認定医	【学会所属】 継続2年以上 (正会員として)	【学術発表】 1回以上 (筆頭演者として) 又は 【学術論文】 1編以上 (筆頭著者として)	50例以上の読影報告書 (筆頭報告者として 20例以上を含む。)	造影・CT・超音波・MRI・RI等を 20例以上を含む。 放射線の物理的性質、人体への影響、安全取扱いと管理技術、及び関連する研修を含む。
日本歯科放射線学会 歯科放射線専門医	【学会所属】 継続5年以上 (正会員として) 【認定医資格取得】 日本歯科医師会員が望ましい。	【学術発表】 筆頭演者として 【学術論文】 筆頭著者又は共同著者として3編以上 (「歯科放射線」又は「Oral Radiology」掲載論文1編以上を含むこと。歯科放射線)又は「Oral Radiology」掲載論文1編は2編に換算する。)	200例以上の読影報告書 (筆頭報告者として 100例以上を含む。)	造影・CT・超音波・MRI・RI等を 50例以上を含む。 放射線の物理的性質、人体への影響、安全取扱いと管理技術、及び関連する法令等の研修を含む。 口腔領域の放射線治療の適応と治療成績、及び関連する歯科的管理に関する研修を含む。
日本歯科麻酔学会 認定医	【学会所属】 継続2年以上 【研修期間】 2年以上	【学術論文】 学会誌での発表	【全身麻酔】 200症例以上 【静脈内鎮静法】 50症例以上	全身麻酔200症例中、100症例以上の歯科領域の全身麻酔を含む。 唇顎口蓋裂手術、顎切除、頸部郭清術、障害者歯科治療の全身麻酔経験のあることが望ましい。

学会/呼称	研修期間の要件	研修実績の要件	実績症例数等	症例等の内容
日本歯科麻酔学会 歯科麻酔専門医	【学会所属】 継続5年以上 【歯科麻酔業務】 専従5年以上 認定医資格取得	60 単位以上 学会出席（共同発表可）と学術論文発表（共著可） 【学術発表】 筆頭演者としてのものを含む。 【学術論文】 3編以上 （1編以上は筆頭著者） （総説・解説記事は除外）	総計 500 例（最近5年間）	全身麻酔例又は全身管理（精神鎮静法、有病者歯科治療時の管理、救急処置及び心肺蘇生法等）及び疼痛治療症例
日本病理学会 口腔病理専門医	【学会所属】 満3年以上継続 【研修期間】 満4年以上 死体解剖資格取得 臨床研修の終了	【学会報告 又は原著論文】 3編以上	【病理解剖学的診断】 10 例以上 【病理組織学的診断】 1000 例以上	自らの執刀による病理解剖（病理解剖学的診断を附したもの。） 口腔領域の著しく片寄らない症例で、自ら病理組織学的診断を附した生検（若干の迅速診断を含む。） 細胞診の基礎的能力の修得
日本歯科心身 医学会認定医	【学会所属】 継続5年以上 【研修期間】 本学会研修会に参加経験のある者	【学会報告 又は原著論文】 学術大会にて研究発表を行ったことがある者。 本学会雑誌に学術論文の掲載がある者	本学会学術大会筆頭演者 10 単位 本学会学術大会共同演者 5 単位 本学会雑誌学塾論文筆頭著者 20 単位 本学会雑誌学塾論文共著者 5 単位 本学会研修参加者 5 単位 本学会学術大会参加者 10 単位 単位の合計が 50 単位を超えること。	
日本老年 歯科医学会認定医	【学会所属】 継続5年以上	学術大会及び関連学会等への出席： 高齢者に必要とされる歯科医療に関する発表： 1題以上	【高齢者の歯科診療 及び指導】 10 症例以上	高齢者の自立支援に繋がる 歯科治療経験 摂食機能療法、言語聴覚療法等の 口腔機能リハビリテーション 歯科保健指導及び予防措置 （高齢者施設等でを行った指導を含む。） 全身管理経験 （基礎疾患に対する把握と対応）
日本老年 歯科医学会 摂食機能療法専門 歯科医師	○同学会認定医 取得後から申請可能 【研修期間】 1 年間以上の実地 研修	・指定研修受講 ・実地研修修了 （VE/VF、リハ計画書・症例報告書作成） ・確認テスト ・症例報告 3 例 ・審査ポスター発表	【VE・VF をおこなった症例】 30 症例以上	・自らが VE/VF をおこなった症例に限る。 ・実地研修は摂食機能療法専門歯科医師の指導のもとおこなう。
日本摂食嚥下リハビ リテーション学会	【学会所属】 2 年以上 【研修期間】 摂食嚥下に関わる 臨床又は研究歴が 3 年以上	・学会 e ラーニング全 過程修了	筆記試験	・学会 e ラーニングおよび学会指定教材に基づいた内容の筆記試験が行われる。 ・更新には学会指定の認定士単位セミナーの受講、200 単位以上が必要となる。

1. 令和7年度学事等予定表

■ 令和7年度4月入学生（事務連絡；提出；審議；発表会）

月	1年目	2年目	3年目	4年目
4	入学式、ガイダンス	研究構想検討会（中旬）	研究成果・計画検討会の実施 と計画書提出依頼 中間発表会申込（上旬）	
5		研究計画書提出（検討会から2週間以内）	研究成果・計画検討会（上旬）	研究成果・計画検討会の実施依頼
6			中間発表会（上旬） 研究計画書提出（検討会から2週間以内）	研究成果・計画検討会（上旬） 研究計画書提出（検討会から2週間以内） 論文審査要領通知
7				学位論文審査願提出予定者研究発表会申込（中旬）
8				主査・副査候補者の審議・決定（～上旬）
9	研究計画書の提出依頼			学位論文審査願提出予定者研究発表会（上旬）
10	研究計画書提出：アドバイザー候補記載（10月中）			
11	アドバイザー決定（下旬）			学位論文および学位論文審査願提出（上旬） 主査・副査の審議・決定（上旬） 学位論文審査開始（中旬）
12				討議会（上旬）
1				
2				学位論文最終提出（上旬）
3	研究構想検討会の実施と計画書提出依頼			学位記授与式（中旬） 公表用データ提出（学位授与から3ヶ月以内）

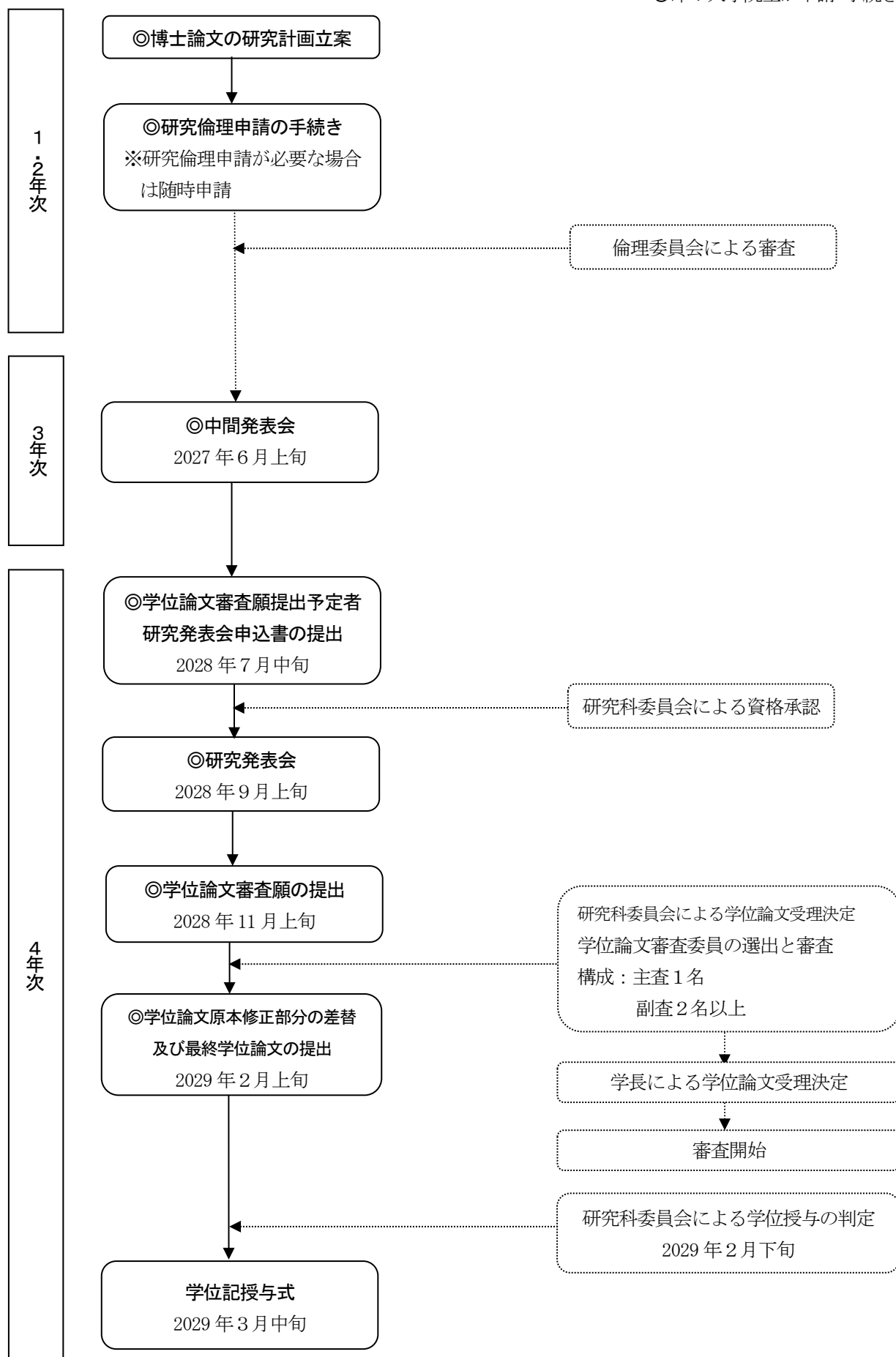
■ 令和7年度10月入学生（事務連絡；提出；審議；発表会）

月	1年目	2年目	3年目	4年目
10	入学式、ガイダンス	研究構想検討会（中旬）	研究成果・計画検討会の実施 と計画書提出依頼 中間発表会申込（上旬）	
11		研究計画書提出（検討会から2週間以内）	研究成果・計画検討会（上旬）	
12			中間発表会（上旬） 研究計画書提出（検討会から2週間以内）	研究成果・計画検討会の実施依頼
1				研究成果・計画検討会（上旬） 研究計画書提出（検討会から2週間以内）
2				論文審査要領通知
3	研究計画書の提出依頼			学位論文審査願提出予定者研究発表会申込（上旬） 主査・副査候補の審議・決定（～下旬）
4	研究計画書提出：アドバイザー候補記載（4月中）			学位論文審査願提出予定者研究発表会（中旬）
5	アドバイザー決定（下旬）			
6				学位論文および学位論文審査願提出（中旬） 主査・副査候補の審議・決定（中旬） 学位論文審査開始（下旬）
7				討議会（中旬）
8				学位論文最終提出（中旬）
9	研究構想検討会の実施と計画書提出依頼			学位記授与式（下旬） 公表用データ提出（学位授与から3ヶ月以内）

* スケジュールは変更となる場合有

2. 課程博士学位取得までのプロセス(令和7年度入学生参考)

◎印：大学院生が申請・手続きを実施



- * 学位授与日から3か月以内に、論文要旨及び論文審査の結果の要旨を公表
- * 学位授与日から1年以内に論文を全文公表(やむを得ない事由があれば内容の要約を公表)
- * 学位申請等の手続きスケジュールは変更する場合有

北海道医療大学大学院歯学研究科
令和7年度 課程博士 学位申請手続き等日程（11月申請）

- * 根拠規程
・ 規程 = 学位規程
・ 細則 = 大学院歯学研究科学位規程施行細則
・ 申合せ = 大学院歯学研究科学位論文取扱申合せ

日程	必要書類の期限 申請区分・運営機関 等	根拠規程（条項） 必要部数 等	様式 （細則）	備考
令和7年 6月下旬～	学位論文審査要領の通知 （資料配付）	・ 細則（第3条第1項） ・ 細則（第4条第1項）		該当者に資料配付
7月 7日（月）	【提出締切】 （1）「学位論文審査願提出予定者研究発表会」申込書 （2）発表要旨（2000-2800字）	・ 申合せ（第5号・第6号） （1）発表会申込書 1通 （2）発表要旨（論文要旨） 80部	（1）資料配付時へ配付 （2）様式第4号-1，-2 「発表要旨」と書き換える。	【提出先】歯学課
7月23日（水）	大学院運営委員会 大学院歯学研究科委員会	・ 細則（第3条第1項） ・ 申合せ（第9号）		* 委員に発表要旨の配付 * 提出予定者の資格承認（審議） * 発表会の実施要領承認（審議）
9月 1日（月） 9月 2日（火） 9月 3日（水）	学位論文審査願提出予定者研究発表会	・ 申合せ（第5号）		* 大学院生、教員出席 （1名・発表20分／質疑応答15分） * 9/1（月）17時～（D-4講義室予定） * 9/2（火）17時～（D-4講義室予定） * 9/3（水）17時～（D-4講義室予定）
11月 4日（火）	【提出締切】 学位論文審査願等の申請書類一式 （1）学位論文審査願 （2）学位論文（原則単著） （3）学位論文要旨（2000-2800字） （4）論文目録 （5）履歴書 （6）論文審査料 *（3）を日本語で作成する場合は英文を別途5部提出	・ 規程（第5条第1項・第3項～第5項） ・ 細則（第4条第1項） ・ 申合せ（第4号） （1）学位論文審査願 1通 （2）学位論文 5部 （3）学位論文要旨 5部 （4）論文目録 5部 （5）履歴書 1通 （6）論文審査料 5万円 （1）～（5）についてはPDFも提出	（1）様式第1号 （2）様式第3号-1，-2 * （3）様式第4号-1，-2 * （4）様式第5号 （5）様式第6号 *「論文題目」の文字は消す。	【提出先】歯学課 （5）「教育研究業績書」を別途5部提出 * 認定医・専門医養成コースは実績自己 （6）証明書発行機で購入
11月12日（水）	大学院運営委員会 大学院歯学研究科委員会	・ 規程（第6条第1項） ・ 規程（第7条第1項・第2項） ・ 細則（第5条第1項）		* 委員に論文要旨の配付 * 学位論文の受理承認（審議） * 審査委員候補者の選出（審議） （主査1名、副査2名以上）
11月14日（金）	学長による学位論文受理決定及び審査付託	・ 規程（第6条第1項） ・ 規程（第7条第1項・第2項）		* 学長は学位論文の受理を決定し、 学位論文の審査を研究科委員会に付託 * 付託後、審査委員会の組成
11月17日（月）	審査開始 【審査期限】～2/2（月）	・ 規程（第8条第1項・第2項・第4項） ・ 細則（第5条第2項）		
11月25日（火）	【提出締切】査読結果報告書			【提出先】歯学課
12月 3日（水）	討議会（3・4・5日いずれかで実施）			
令和8年 2月 2日（月）	【提出締切】 （1）学位論文 （2）学位論文要旨 *（1）（2）は修正がある場合に提出 （3）学位論文審査並びに最終試験結果報告書 *主査から提出	・ 規程（第10条第1項・第2項） ・ 細則（第13条第3項） （1）学位論文 5部 （2）学位論文要旨 各1部 *（1）（2）それぞれの表紙と本文 （図表を含む）をまとめたPDFも提出 （3）報告書（主査から提出）一式	（1）様式第3号-1，-2 * （2）様式第4号-1，-2 * （3）様式第10・12・13号 *「論文題目」の文字は消す。	【提出先】歯学課 * 委員に論文・報告書への配付
2月18日（水）	大学院運営委員会 大学院歯学研究科委員会	・ 規程（第11条第1項・第2項） ・ 細則（第5条第4項）		* 委員に論文・報告書への配付 * 学位授与可否の議決 構成委員全員の3/4以上の出席とともに、 出席委員の2/3以上の賛成が必要 * 論文要約の公表について一括承認（審議）
2月24日（火）	学長に学位認定に係る議決内容を報告 2月 評議会	・ 規程（第12条第1項） ・ 細則（第5条第5項）	様式第14号	* 学位認定者に対してインターネット公表に係る 必要手続きの周知
3月下旬	学位記授与式 学位簿への登録	・ 規程（第15条第1項） ・ 規程（第21条第1項）		
6月下旬 （学位授与から 3か月以内）	（1）インターネット公表 ① （学位論文要旨・審査結果要旨） （2）博士の学位授与報告（文部科学省：写） * 写：国立国会図書館	・ 規程（第16条第1項） ・ 規程（第21条第2項）	様式第8号	* 北海道医療大学学術リポジトリへの登録 * 電子データによる学位授与報告
令和8年 3月下旬 （学位授与から 1年以内）	インターネット公表 ② （学位論文全文 *やむを得ない事由がある場合のみ要約） 博士の学位を授与された者は、 <u>本学の協力を得て、学位授与日から1年以内に当該博士の学位授与に係る論文の全文を公表するものとする。</u>	・ 規程（第17条第1項～第4項） ・ 細則（第14条第1項）		* 学位を授与された者は1年以内に課程 博士論文を基礎とした論文を対外的に 認められている学術雑誌等に公表すること。 * 要約公表とした場合でも、 求めに応じて全文を閲覧に供する。

※手続きスケジュールは変更となる場合有

3. 修了要件及び履修方法

〔 修了要件等 〕

歯学研究科博士課程を修了しようとする者は、同課程に4年以上在学し、**別表2**に示す「授業科目一覧」のうちから30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

また、本課程に4年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料納付及び出席免除を受けることができる。

〔 履修方法 〕

1. 「研究コース」にあつては、各専攻に関わる授業科目から12単位、他の専攻に関わる授業科目、共通科目、特論科目のうちから18単位以上、計30単位以上を履修すること。
2. 「認定医・専門医養成コース」にあつては、必修科目4単位、各専攻認定医・専門医に関わる授業科目14単位以上及び研究コースの共通科目と特論科目のうちから12単位以上、計30単位以上を履修すること。

4. 履修登録

4年間で履修する科目は、1年次に一括で履修登録を行う。登録後の変更は認められないため、指導教員と十分に相談のうえ、専攻分野の論文作成等に必要の科目の履修計画を立て、指定の期日までに履修登録を行うこと。

【提出期日】令和7年4月18日（金）17時まで 「履修届」には、指導教員の承認（署名・押印）が必要である。

* 履修登録の詳細は、1年次ガイダンスにて案内

5. 中間発表会

3年次前期（令和7年度：5/28、6/4に研究成果の中間報告を行う「中間発表会」を、以下要領で実施する。中間発表を行うことにより、研究の進捗状況を確認するとともに、研究指導教員以外の教員等から論文作成に向けた助言・指導を受けることができる。

〔 発表所要時間 〕 発表者1名20分（発表10分、質疑応答10分）

〔 発表形式 〕

- ・ 学会形式に準じる。（発表者の所属分野が補佐）
- ・ 座長は原則として指導教員以外の教員（指導教員の推薦する教員）とする。
- ・ 質疑に対する応答は、原則として発表者とする。

〔 参加者 〕 公開方式

ただし、大学院担当教員及び大学院生は出席が義務づけられているため、
欠席する場合は理由書を大学院運営委員長又は歯学課へ事前に提出することとする。

〔 発表要旨提出 〕

- ・ 提出様式：別途指定（本文1,200字以内）
- ・ 提出部数：80部
- ・ 提出期日：令和7年5月7日（水）17時まで
- ・ 提出場所：歯学課

〔 質疑応答用紙 〕

- 1) 質問者は、質問内容を「質疑応答用紙」に記載し、発表会終了時に歯学課に提出する。
- 2) 発表者は、発表日翌日以降に歯学課で「質疑応答用紙」を受け取る。
- 3) 発表者は、質問に対する回答を「質疑応答用紙」に記載し、中間発表会から1か月以内に質問者に直接返却するとともに、「質疑応答用紙」（写）を歯学課に提出する。

*中間発表会の詳細は、別途案内

6. 研究発表会

4年次後期（令和7年度：9/1、9/2、9/3）に学位論文審査願提出予定者による「研究発表会」を、以下要領で実施する。

[発表所要時間] 発表者1名 35分（発表20分、質疑応答15分）

[発表形式]

- ・学会形式に準じる。（発表者の所属分野が補佐）
- ・質疑に対する応答は、原則として発表者とする。
- ・発表要旨は事前に配付する。

[参加者] 公開方式

ただし、大学院担当教員及び大学院生は出席が義務づけられているため、
欠席する場合は理由書を大学院運営委員長又は歯学課へ事前に提出することとする。

[提出書類]

- ① 発表会申込書 … 1通
- ② 発表要旨（論文要旨） … 80部
- ・提出期日：令和7年7月7日（月）17時まで
- ・提出場所：歯学課

[質疑応答用紙]

- 1) 質問者は、質問内容を「質疑応答用紙」に記載し、発表会終了時に歯学課に提出する。
- 2) 発表者は、発表日翌日以降に歯学課で「質疑応答用紙」を受け取る。
- 3) 発表者は、質問に対する回答を「質疑応答用紙」に記載し、所定の期日までに歯学課へ提出する。
- 4) 歯学課は、「質疑応答用紙」（写）を研究科委員会構成員全員に配付する。

* 研究発表会の詳細は、別途案内

7. 課程博士学位論文申請手続き

1. 提出書類等

- | | | |
|-------------|---------|--|
| (1) 学位論文審査願 | 1 通 | |
| (2) 学位論文 | 5 部以上 * | (緑色のフラットファイル (1) (3～7) の書類は綴らないこと。) |
| (3) 学位論文要旨 | 5 部 | |
| (4) 論文目録 | 5 部以上 * | |
| (5) 教育研究業績書 | 5 部以上 * | (認定医・専門医養成コース所属者は
要件に係る到達度を記入すること。) |
| (6) 履歴書 | 1 通 | |
| (7) 論文審査料 | 5 万円 | (証明書発行機で購入) |

※ (1) ～ (6) についてはPDFも提出

* 提出部数の追加について

学位論文の提出部数は、正本1部、予備1部、審査用として審査委員（主査・副査）に配付する3部以上（副査の人数が2名を超える場合は、超えた人数に応じて増部）、合計5部以上である。

なお、論文目録、教育研究業績書についても同様である。

【参考】

副査	提出
2人	5部
3人	6部
4人	7部

2. 提出期限及び提出先

- (1) 提出期限：令和7年11月4日（火）17時まで
* 9月修了予定者は6月6日（金）17時まで
- (2) 提出場所：歯学課

3. 申請関連（要確認資料）

- | | | |
|-------------------------------|-------------|------------------|
| (1) 課程博士学位申請手続等日程 | | |
| (2) 課程博士学位論文作成の手引き、学位論文作成の手引き | | |
| (3) 学位論文審査願提出予定者研究発表会 発表申込書 | | |
| (4) 学位論文審査願 | (様式第1号) | * (学位規程 様式第4号) |
| (5) 学位論文表紙 | (様式第3号 - 1) | * |
| (6) 学位論文本文 | (様式第3号 - 2) | * |
| (7) 論文要旨表紙 | (様式第4号 - 1) | * |
| (8) 論文要旨本文 | (様式第4号 - 2) | * |
| (9) 目次 (例) | | |
| (10) 論文目録 | (様式第5号) | * (学位規程 様式第6号) |
| (11) 教育研究業績書 | (様式第5号別紙) | * (学位規程 様式第6号別紙) |
| (12) 履歴書 | (様式第6号) | * (学位規程 様式第7号) |
| (13) 承諾書 | (様式第7号) | * |
| (14) 「学位規程」 | | |
| (15) 「大学院歯学研究科学学位規程施行細則」 | | |
| (16) 「大学院歯学研究科学学位論文取扱申合せ」 | | |

* 各様式の規定に準拠するようパソコン等で新たに作成すること。

8. 課程博士学位論文作成の手引き

課程博士学位論文の作成様式等は、以下のとおりとする。

【学位論文の概要】

1. 用紙設定

用紙はA4版（幅210mm、高さ297mm）の上質紙とする。

2. 本文の設定

- 1) 縦置き、横書きとする。
- 2) 横38～42文字×縦28～30行を標準とする。
- 3) 余白は、上下30mm、左30mm、右20mmを標準とする。
- 4) 日本語、英語の両論文を受け付ける。

3. 製本の形態

- 1) 片面印刷、左綴じとする。
- 2) A4版の緑色のフラットファイル（縦型2穴式、左横綴じ）に綴じる。
- 3) ファイルの表紙に「論文題目」「研究科名等（令和〇〇年度北海道医療大学大学院歯学研究科）」「氏名」を印字したラベルを貼付する。
 - ・表紙 論文題目：縦30mm×横130mmのラベル1枚をフラットファイル表面上部に貼付
 - 研究科名等・氏名：縦30mm×横130mmのラベル1枚をフラットファイル表面下部に貼付

4. その他

- 「要旨」を1頁以内で記載し、学位論文表紙の次頁に添付すること。「要旨」の様式は、学位論文本文と同様とする。
- 「目次」を記載し、上記「要旨」の次頁に添付すること。「目次」の様式は、巻末の「目次」＜記載例＞を参照すること。
- 参考文献の表記方法は、次ページの「学位論文作成の手引き」等を参考にすること。
- 写真を使用する場合は、上質ケント紙（A4版、厚さは自由）を学位論文と同様に縦置きで用いる。
なお、ケント紙1枚における写真枚数、及び写真を用いる箇所は文章中、文末いずれも任意とする。（付図として、頁数は記入しない。）
- 審査期間に入り、学位論文に差替・変更が生じた場合で、それに伴い、学位論文要旨にも変更が生じる場合は、学位論文と同様に本人が必要部数の差替・変更を行うこと。

【論文要旨の概要】

- 論文要旨の様式は、表紙・本文の様式は後述の【論文要旨・表紙様式】及び【論文要旨・本文様式】を基準とし、本文の字数は2,000～2,800字とする。

学位論文作成の手引き

(出典:「北海道医療大学歯学雑誌」投稿の手引き、投稿規程 <改変>)

学位論文の体裁を統一するため、本手引きに準拠して執筆すること。原稿はすべてA4縦にワードプロセッサ等による横書きとし、学位申請手続き等日程を参照のうえ、提出期限までに学位論文等を提出すること。

1. 生命倫理への配慮

- 1) 臨床研究は、ヘルシンキ宣言の主旨に沿ったもので「北海道医療大学歯学部・大学院歯学研究科倫理委員会」の承認を得たものとする。
- 2) 人の遺伝子解析を含む場合は、本学の「ヒトゲノム・遺伝子解析研究の計画および実地に関する倫理規程」に基づき、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会」の審査を経て北海道医療大学長の許可を得たものとする。
- 3) 動物実験は、「北海道医療大学動物実験規程(Regulations for the Care and Use of Laboratory Animals in Health Sciences University of Hokkaido)」に基づき、「北海道医療大学動物実験委員会(Animal Ethics and Research Committee)」の審査を経て、北海道医療大学長の承認を得たものとする。

なお、本学以外の研究機関で行われた研究については、当該研究機関等の倫理委員会等で承認を得たものとする。

2. 学位論文の作成

- 1) 学位論文は、大学院歯学研究科学学位規程施行細則、大学院歯学研究科学学位論文取扱申合せのほか、本手引きに準拠して作成すること。
- 2) 学位論文は表紙、本文、表、図及び図表説明文の順番にまとめる。
- 3) 学位論文は5部(2穴ファイル)、複写本を別途20部作成しその他必要書類とともに提出すること。
参照:学位申請手続き等日程
- 4) 和文論文の本文については、原則として、緒論(緒語)、方法(材料及び方法)、結果、考察、結論(結語)、謝辞(必要な場合のみ)、文献の順に記載するものとする。
- 5) 英文論文の本文については、原則として、Abstract(300語以内)、Introduction, Materials and Methods, Result, Discussion, Conclusion, Acknowledgment(必要な場合のみ)、Referencesの順に記載するものとする。

3. 学位論文表紙

大学院歯学研究科学学位規程細則(様式 第3号-1)に準拠して作成すること。

- 1) 表題
 - (1) 一般固有名詞として通用していない商品名は用いない。
 - (2) 和文表題には、原則として略号以外の英文字を用いない。
 - (3) 英文表題は和文表題の内容と一致させる。文頭のみ大文字とし、他は小文字とする。
 - (4) 副題はできる限り用いない。ただし、必要な場合は次の例に準拠する。続報、第2報等の表記は認めない。

例:和文・英文:—□□□□□□□□—

2) 著者名及び所属

- (1) 氏名の英文表記では、姓は大文字、名は先頭のみを大文字とする。
例: Akira YAMADA (山田 昭)
- (2) 著者の所属が2か所以上の場合、所属の著者に^{1), 2), 3)}を付ける。

3. 学位論文本文

大学院歯学研究科学学位規程細則(様式 第3号-2)に準拠して作成すること。

- 1) 句読点は「. 」と「, 」(全角)を用いる。英文の場合は、半角文字を使用する。
- 2) 原稿の下段中央にページ番号を記す。
- 3) 見出しを用いるときは次の順に項目をたてる。
 $1 \rightarrow 1) \rightarrow (1) \rightarrow a \rightarrow a) \rightarrow (a)$
- 4) 文章は、専門用語を除いて、常用漢字、新かなづかい、ひらがなは口語体とする。
- 5) 数字はアラビア数字とし、単位の記号はJIS・Z8202及びZ8203に準じ、国際単位系(SI)を使用するよう努める。また、単位にピリオドをつけない。
例: GHz, MPa, kW, cm, mV, μ m, nA, pF, mL, mmol, N (kgf), K, °C, min
- 6) 学術用語は、原則として「文部省学術用語集」に準拠する。
- 7) 商品名、器械名等は、可能な限り一般化されている「カタカナ書き」とする。英文字で表す場合は、頭文字のみ大文字にする。
- 8) 外国の人名等の固有名詞は原則として原綴とする。
- 9) 連続した数値は「, 」でつなぎ、最後に単位をつける。
例: 10, 20, 30°C
- 10) 製造社の表記法は()内に会社名のみを記し、社製及び製作所、工業社製、株式会社等を入れない。
例: (型式名, 製造会社名), (略号, 製造会社名)

(X-3010, 日立) (EPMA, 日本電子)

4. 文献

- 1) 文献リストは、アルファベット順(A, B…Z順)で作成する。また、本文中の引用箇所以下の体裁に従い、文献内容を記載する。

例: 単著者 (Izumi, 1999) (和泉, 1999)

2名 (Izumi & Ito, 1998) (和泉, 伊藤, 1998)

3名以上 (Izumi et al., 1970) (和泉ら, 1970)

2編以上 (Sato et al., 1988; Izumi, 1999) (佐藤ら, 1988; 和泉, 1999) (Izumi, 1999a, b)

※「, 」や「;」の様な記号は、日本文の場合は全角、英文の場合は半角を使用する。

- 2) 文献として不適当なもの、例えば未公表のデータや私信等は文献として引用しない。
- 3) 文献の著者又は編集者が複数の場合には et al. ,他などとせず、その全部を記載する。

- 4) 著者名が欧字綴の場合は姓の後に名前の頭文字をつけ、また、著者が複数の場合は最後の著者の前に&を入れる。
※ 著者間の「and」は記号「&」を使用すること。
5) 文献の記載方法の基本は次のとおりとする。

(1) 雑誌の場合

著者名(複数の場合、氏名を「,」で区切る。)。表題—サブタイトル。雑誌名 巻:引用ページの始めと終わり, 発行年。
例:Izumi H, Ito Y, Sato M, Karita K & Iwatsuki N. The effects of inhalation anesthetics on the parasympathetic reflex vasodilatation in the lower lip and palate of the cat. Am J Physiol Regulatory Integrative Comp Physiol 273:R168—R174, 1997.

(2) 単行本の場合

i) 章を参考にした場合

例:Weinstein L, Swartz MN. Pathologic properties of invading microorganisms. In: Sodeman WA Jr, Sodeman WA, editors. Pathologic physiology: mechanisms of disease. Philadelphia:Saunders, 1974, p457—472.

ii) 個人又は複数の著者の場合

例:Colson JH, Armour WJ. Sports injuries and their treatment. 2nd ed. London:S. Paul;1986.

iii) 編集者、監修者が著者の場合

例:Diener HC, Wilkinson M, editors. Drug — induced headache. New York: Springer — Verlag;1988.

iv) 団体、組織が著者で、かつ出版社の場合

例:Virginia Law Foundation. The medical and leagal implications of AIDS. Charlottesville:The Foundation;1987.

v) 会議録全体を参考にした場合

例:Vivian VL, editor. Child abuse and neglect:a medical community response. Proceedings of the First AMA National Conference on Child Abuse and Neglect; 1984 Mar 30—31;Chicago. Chicago:American Medical Association;1985.

(3) 分担執筆の場合

分担執筆者名:分担執筆の表題. 書名 巻など, 発行所名: 発行年, 引用ページの始めと終わり。
例: 山田早苗:橋義歯の力学—傾斜歯ブリッジの形成と設計について—. 新臨床歯科学講座3, 医歯薬出版:1978, 157—165.

(4) 翻訳書の場合

著者(翻訳者):書名(原著書名). 発行所名:発行年, 引用ページの始めと終わり。
例:Davidge RW(鈴木弘茂, 井関孝善):セラミックスの強度と破壊(Mechanical behavior of ceramics). 共立出版:1982, 34—55.

5. 図

- 1) 用紙は1枚ずつ別葉にする。
2) 各葉杖に、図の番号、著者名を明記する。
3) 図の大きさは、片段か両段一杯になることが望ましい。
刷り上がりを想定して、図の大きさが片段で横幅45—68mm, 両段で100—150mmになるように縮小し、文字、記号の大きさ、線の太さ等を確認する、棒グラフ等のハッチングは識別可能なものにする。
4) 図中の文字は、刷り上がりで本文とほぼ同じ10—13級(7—9ポイント)、線の太さは0.15—0.3mmになるよう原図を作成する。

- 5) 1ページにひとつの図(又は表)とする。
6) 組図の原稿は、貼込み間隔や角度を正確にする。
7) 写真は、A4判の用紙に貼り、必要な文字、記号等を記入する。写真の拡大率は、単位長さのバーで表す。
8) 患者の顔や特徴ある身体の一部の写真を使用する場合は、目隠し等により個人が特定できないように配慮するとともに、患者本人あるいは後見人から文書により許可を得ること。
9) 記号は中心の明確な ○●□■◇◆ 等を使用する。
10) 記号を使用する場合の凡例は、脚注に置かず図中に入れる。

6. 表

- 1) 罫線はできる限り入れない。
2) 標準偏差は、()又は±とし、信頼区間との混同を避けるために説明を入れる。
3) 表題が英文字の場合は書き出しのみを大文字にし、それ以後は小文字とする。しかし略号はこの限りではない。
4) 単位等の表記は同一言語に統一する。単位(unit)、平均(mean)、標準偏差(SD)

(例:)

Table1 Mechanical properties of specimen

Specimen	Tensile strength Mpa	Elongation %
A	500 (20)	10.2 (3.3)
B	300 (15)	5.4 (2.3)

() : SD

表 1 試料の力学的性質

試料	引張強さ Mpa	伸び %
A	500±20	10.2±3.3
B	300±15	5.4±2.3

平均±標準偏差

7. 著作権の帰属（公表関連）

- 1) 公表に際しての著作権に係る対応は当該論文の著作者の責任となる。
2) 学術雑誌掲載済の論文を基礎の論文として、博士論文の一部に転載した場合、著作権を雑誌の発行元に委譲している場合は許諾が必要である。基礎論文を改編している場合であっても改編状況により転載にあたる出版元(著作権者)が判断した場合には許諾が必要になることがある。公表に際して条件がつく場合もある。
3) 学会等の団体は、機関リポジトリへの掲載及び公表をあらかじめ許諾していることが多く、以下のサイトで確認可能である。

＜学協会著作権ポリシーデータベース＞

<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

※ 本件は許諾に関する「承諾書」等の証拠書類の提出を求めるものではない。

9. 博士学位論文の審査基準・評価基準

1. 審査基準

- 1) 問題意識、研究目的および研究テーマが明確である。
- 2) 研究テーマに関連する国内・国外の先行研究のレビューが適切に行われている。
- 3) 研究目的、研究テーマに沿って妥当な研究方法が採用されている。
- 4) 適切かつ十分なデータが収集されている。
- 5) 研究方法で示されている分析が適切になされ、結果として提示されている。
- 6) 結果に基づき、必要かつ十分な文献を引用し、適切な考察がなされている。
- 7) 論文は、首尾一貫した論理構成になっている。
- 8) 論文の記述が十分かつ適切であり、規定の様式に沿っている。
- 9) 論文の内容は独創性を有し、当該研究分野の発展に寄与するものである。
- 10) 研究の実施、結果の公開において倫理的な配慮がなされている。

2. 評価・採点方法

- 1) 評価基準を基に以下の4段階で評価する。

A：優れた論文である。	(Excellent)
B：おおむね良好な論文である。	(Good)
C：博士論文として認定しうるが、不十分な点もある。	(Fair)
D：博士論文としての水準に達していない。	(Poor)
- 2) 主査（1名）、副査（2名以上）が別々に評価を行い、その結果を主査に提出する。
- 3) 主査はこれを参考に「学位論文審査並びに最終試験結果報告書」を作成する。

10. 博士学位論文の取扱い(学位認定後)

1. 「博士論文の内容の要旨」及び「論文審査の結果の要旨」の公表

大学は、博士の学位を授与した際、授与した日から3か月以内に、「博士論文の内容の要旨」及び「論文審査の結果の要旨」をインターネット（大学の機関リポジトリ）の利用により公表する。

2. 「博士論文（全文）」の公表

博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、「博士論文（全文）」を大学の協力を得て、インターネット（大学の機関リポジトリ）の利用により公表しなければならない。（学位授与の以前に公表されている場合は、この限りではない。）

ただし、やむを得ない事由があり、論文全文を公表できない場合は、大学の承認を受け、論文全文に代えて内容を要約したものを公表することができる。この場合、大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。なお、やむを得ない事由が消失した場合は、論文全文を大学の協力を得て、インターネット（大学の機関リポジトリ）の利用により公表しなければならない。

* 「博士論文（全文）」の公表の詳細は、『Ⅲ. 博士学位論文の取り扱いについて』を参照
また、歯学研究科委員会申合せ事項により、博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に課程博士学位論文を基礎とした論文を対外的に認められている学術雑誌に公表しなければならない。

3. 「博士論文（全文）」の公表に係る提出物等

[提出物] (1) 博士論文の学術リポジトリ登録許諾書

[提出物] (2) 学位論文全文 (PDFに変換したものをCD-ROM又はUSBフラッシュメモリにて提出)

[提出物] (3) 学位論文要旨 (PDFに変換したものをCD-ROM又はUSBフラッシュメモリにて提出)

* 論文要旨は英文も併せて公表するため、英文も併せて提出すること。

[提出物] (4) 学位論文[要約] (PDFに変換したものをCD-ROM又はUSBフラッシュメモリにて提出)

* 要約の様式は別途指定

* 全文公表が可能であれば提出不要

* 全文公表への切替時には別途許諾書の提出が必要

[提出期限] 3月下旬まで（日時詳細は、学位認定後に指定）に歯学課まで提出

別表2.授業科目一覧

【研究コース】

＜専攻＞ 授業科目	区分	単位数	履修	＜専攻＞ 授業科目	区分	単位数	履修
＜解剖学＞				＜う蝕制御治療学＞			
解剖学特論	講義	2		う蝕制御治療学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
口腔解剖学特論	講義	2		う蝕制御治療学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
＜組織学＞				＜咬合再建補綴学＞			
組織学特論	講義	2		全部床義歯補綴学特論	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
口腔組織学特論	講義	2		部分床義歯補綴学特論	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
＜生理学＞				＜クラウンブリッジ・インプラント補綴学＞			
人体生理学特論	講義	2		歯冠補綴学特論	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
口腔生理学特論	講義	2		橋義歯補綴学特論	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
＜生化学＞				＜組織再建口腔外科学＞			
生化学特論	講義	2		口腔外科学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
口腔生化学特論	講義	2		口腔外科学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
＜臨床口腔病理学＞				＜顎顔面口腔外科学＞			
病理学特論	講義	2		口腔外科学特論Ⅲ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
口腔病理学特論	講義	2		口腔外科学特論Ⅳ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
＜微生物学＞				＜口腔再生医学＞			
微生物学特論	講義	2		口腔再生医学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
口腔微生物学特論	講義	2		口腔再生医学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
＜薬理学＞				＜高齢者・有病者歯科学＞			
薬理学特論	講義	2		高齢者・有病者歯科学Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
歯科薬理学特論	講義	2		高齢者・有病者歯科学Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
＜生体材料工学＞				＜歯科矯正学＞			
生体材料工学特論	講義	2		歯科矯正学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
歯科生体材料工学特論	講義	2		歯科矯正学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
＜保健衛生学＞				＜小児歯科学＞			
保健衛生学特論	講義	2		小児歯科学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
口腔保健衛生学特論	講義	2		小児歯科学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
＜歯周歯内治療学＞				＜歯科放射線学＞			
歯周病学特論	講義	2		歯科放射線学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	
歯内療法学特論	講義	2		歯科放射線学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4		同実習	実習	4	

＜専攻＞ 授業科目	区分	単位数	履修	＜専攻＞ 授業科目	区分	単位数	履修
＜歯科麻酔学＞				【認定医・専門医養成コース】			
歯科麻酔学特論Ⅰ	講義	2		＜保存治療＞			
同実習	実習	4		保存治療学特論	セミナー	2	
歯科麻酔学特論Ⅱ	講義	2		同実習	実 習	2	
同実習	実習	4		同臨床実習	臨 床	10	
＜摂食嚥下リハビリテーション学＞				＜接着歯科治療＞			
摂食嚥下リハビリテーション学Ⅰ	講義	2		接着歯科治療学特論	セミナー	2	
同実習	実習	4		同実習	実 習	2	
摂食嚥下リハビリテーション学Ⅱ	講義	2		同臨床実習	臨 床	10	
同実習	実習	4		＜レーザー歯学＞			
				レーザー歯学特論	セミナー	2	
(自由選択科目)				同実習	実 習	2	
日本語コミュニケーション	講義	(2)		同臨床実習	臨 床	10	
				＜補綴歯科＞			
【研究コース／認定医・専門医養成コース】				補綴歯科学特論	セミナー	2	
(共通科目)				同実習	実 習	2	
歯科医学課題研究	講義	4		同臨床実習	臨 床	10	
歯科医学特別演習	講義	4		＜口腔インプラント＞			
歯科総合治療学Ⅰ	講義	2		口腔インプラント学特論	セミナー	2	
歯科総合治療学Ⅱ	講義	2		同実習	実 習	2	
歯科医学研究総論	講義	2		同臨床実習	臨 床	10	
研究方法論Ⅰ	講義	1		＜審美歯科＞			
研究方法論Ⅱ	講義	1		歯科審美学特論	セミナー	2	
(特論科目)				同実習	実 習	2	
歯科医学特論Ⅰ	講義	1		同臨床実習	臨 床	10	
歯科医学特論Ⅱ	講義	1		＜矯正歯科＞			
歯科医学特論Ⅲ	講義	1		矯正歯科学特論	セミナー	2	
歯科医学特論Ⅳ	講義	1		同実習	実 習	2	
歯科医学特論Ⅴ	講義	1		同臨床実習	臨 床	10	
歯科医学特論Ⅵ	講義	1		＜顎関節＞			
歯科医学特論Ⅶ	講義	1		顎関節症学特論	セミナー	2	
歯科医学特論Ⅷ	講義	1		同実習	実 習	2	
細胞生物学特論	講義	1		同臨床実習	臨 床	10	
分子生命科学特論	講義	1		＜口腔衛生＞			
内科学特論	講義	1		口腔衛生学特論	セミナー	2	
遺伝医学・医療特論	講義	1		同実習	実 習	2	
生殖医療文化学特論	講義	1		同臨床実習	臨 床	10	
感染症学特論	講義	1		＜障害者歯科＞			
腫瘍学特論	講義	1		障害者歯科学特論	セミナー	2	
ヘルスケア特論	講義	1		同実習	実 習	2	
医療社会学特論	講義	1		同臨床実習	臨 床	10	
在宅ケア特論Ⅰ	講義	1		＜歯科放射線＞			
在宅ケア特論Ⅱ	講義	1		歯科放射線学特論	セミナー	2	
在宅ケア特論Ⅲ	講義	1		同実習	実 習	2	
在宅医療薬理学論	講義	1		同臨床実習	臨 床	10	
1〈 〉は専攻科目等を示す。 2 単位数が〈 〉の科目は、自由選択科目を示し、修了単位に含まない。 3 各専攻に関わる授業科目から12単位、他の専攻に関わる授業科目、共通科目、特論科目のうちから「歯科医学研究総論」(共通科目)を含む18単位以上、計30単位以上を修得するものとする。				＜老年歯科＞			
				老年歯科学特論	セミナー	2	
				同実習	実 習	2	
				同臨床実習	臨 床	10	
【認定医・専門医養成コース】				＜口腔病理＞			
＜口腔外科＞				口腔病理学特論	セミナー	2	
口腔外科学特論	セミナー	2		同実習	実 習	2	
同実習	実 習	2		同臨床実習	臨 床	10	
同臨床実習	臨 床	10		＜歯科心身医学＞			
＜歯周病＞				歯科心身医学特論	セミナー	2	
歯周病学特論	セミナー	2		同実習	実 習	2	
同実習	実 習	2		同臨床実習	臨 床	10	
同臨床実習	臨 床	10		＜摂食嚥下リハビリテーション学＞			
＜小児歯科＞				摂食嚥下リハビリテーション学特論	セミナー	2	
小児歯科学特論	セミナー	2		同実習	実 習	2	
同実習	実 習	2		同臨床実習	臨 床	10	
同臨床実習	臨 床	10		(必修科目)			
＜歯科麻酔＞				歯科医学研究総論*	講 義	2	
歯科麻酔学特論	セミナー	2		EBM総論*	講 義	2	
同実習	実 習	2		1〈 〉は認定医・専門医を示す。 2 *は1年次の必修科目 3 必修科目4単位、各専攻認定医・専門医に関わる授業科目14単位以上および研究コースの共通科目、特論科目のうちから12単位以上、計30単位以上を履修するものとする。			
同臨床実習	臨 床	10					

※自由選択科目の「日本語コミュニケーション」の単位数は合計に含まないこと

履修登録 合計単位数 (所属コース科目)	単位
履修登録 合計単位数 (他コース科目)	単位

Ⅲ. 博士学位論文の取り扱いについて

(出典：「博士学位論文の取り扱いについて」平成29年3月北海道医療大学大学院)

1. 博士学位論文公表の考え方と学位規則改正(平成 25 年4月1日付け)の概要

1. 博士学位論文公表の考え方

大学における教育研究の成果である博士論文の質を相互に保証し合う仕組みとして博士論文公表の制度が整備されています。

＜ここにいう「公表」とは＞
将来にわたり広く公表された状態を保持すること。

2. 公表方法の変更

従来、印刷公表(単行の書籍、学術雑誌等への掲載など)としていましたが、情報化が進展する社会情勢を踏まえ、より効果的に公表の目的を達成するため、また、学位を授与された者の印刷に係る負担軽減の観点から、インターネット利用による公表へと切り替えられることとなりました。

3. 公表の具体的方法

大学の機関リポジトリによる公表を原則とします。

＜機関リポジトリ＞

大学等における教育研究活動によって生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫

① 論文要旨の公表

大学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に博士論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表します。

② 博士論文の公表

博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に博士論文全文を公表します。(学位授与の以前に公表されている場合は、この限りではありません。)

③ 博士論文全文を公表できない場合

やむを得ない事由で全文を公表することができない場合は、大学の承認を受けて、全文に代えて内容を要約したものを公表することができます。この場合、大学は当該論文全文を求めに応じて閲覧に供することがあります。なお、やむを得ない事由が消失した場合は、博士論文の全文を公表しなければなりません。

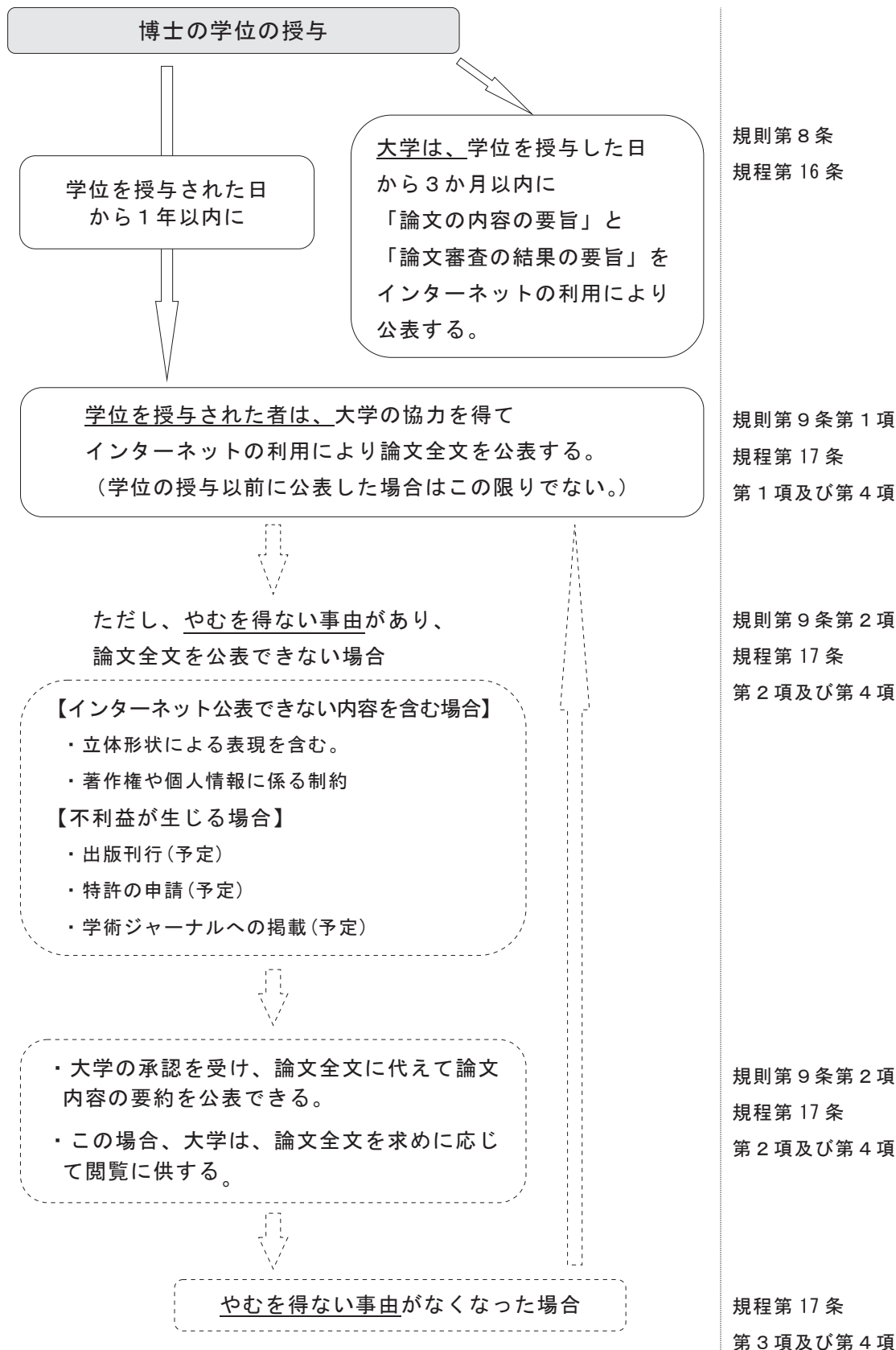
④ 公表の方法

①②③は、大学の協力を得てインターネット利用により行います。

4. 適用

平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した(された)場合に適用し、改正前に博士の学位を授与した(された)場合は従前の方法で公表を行います。

2. 博士の学位授与後のフロー



3. 「やむを得ない事由」について

博士論文全文を公表できない「やむを得ない事由がある場合には、大学の承認を受けて、全文に代わる要約公表が可能」です。(学位規則第9条第2項)

博士論文の提出に際しては、「やむを得ない事由」に当たるかどうか、**著者本人**が確認を行い、公表できない場合には大学に要約公表を申請する必要があります。

「やむを得ない事由」には次のような事柄が挙げられています。¹

【インターネット公表できない内容を含む場合】

- ・ 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用による公表することができない内容を含む場合
- ・ 博士論文が■著作権保護、■個人情報保護等の理由により、博士の学位授与日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

■著作権保護

1. 自分の著作物を博士論文に使用している。

博士課程で研究を進めていくと、その成果を学会や学術雑誌への投稿により発表することがあります。

学術雑誌では、論文の著作権を著者から学会・出版社に譲渡する「著作権譲渡契約」が行われている場合が多く、著者がその論文を博士論文として提出、又は博士論文の一部としてそのまま利用し、インターネット公表するには、著者本人にその権利があるか確認する必要があります。

これらの確認をしたうえで、博士論文を公表することにより学会・出版社の著作権を侵害する恐れがある場合は、「著作権保護」を理由として「やむを得ない事由」に係る申請をしてください。

1-1. 著作権の譲渡と著者に残された権利

論文の著作権は、書きあげた時点では著者にあります。

投稿された論文は、査読（ピア・レビュー）を経て受理されるかリジェクトされるか決定します。ここで、受理された場合に、著者から学会・出版社へ著作権の譲渡が行われます。著作権の譲渡は一般に、編集者が著者に「著作権譲渡契約書」(Copyright Transfer Agreement, CTA など)を送り、著者がサインして返送するという手続きが取られています。複数人による共著論文の場合は、責任著者（corresponding author）がサインすることが多くなります。

著作権の譲渡契約を交わすことにより、雑誌論文の内容を博士論文にて再び使用する場合にも、契約書の条項に従う必要があります。

なお、多くの学会・出版社はウェブサイトで著者向けの手引き（Instructions for authors など）を公開し、著作権の譲渡契約の内容について示しています。

1-2. 著者に残された権利の確認方法

学会・出版社に著作権を譲渡した論文を博士論文に利用してよいかどうか（著者に再利用できる権利があるのか。）は、著作権譲渡契約書に従って行うことが基本となります。

¹ 文部科学省高等教育局長 「学位規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331796.htm> （2014/10/24 アクセス）

著作権譲渡契約書では、次の点を確認していきます。

- ・ 学会や出版社にどのような権利が譲渡されるか。
- ・ 権利を譲渡した論文を博士論文として提出、あるいは、博士論文の一部として利用してよいか。
- ・ その博士論文をインターネット公表してよいか。

博士論文に利用することについて、多くの学会・出版社では認めているようです。

一方、インターネット公表することについては、査読を経た受理原稿の登録を認める場合、出版社が作成した PDF を認める場合、全く認めない場合などがあります。また、リポジトリ登録を認める多くの学会・出版社では、雑誌刊行後一定期間は公表してはいけない、出典や URL を示さなくてはならない、などの条件があります。著作権譲渡契約書をよく読み、著者に認められた権利の範囲内で使用してください。

なお、国内の学会誌においては、投稿規程に「掲載された論文の著作権は本学会に属する。」とだけ指定してある、又は全く規程がない場合があります。

著作権譲渡契約書を確認しても権利が明らかにならない場合、学会・出版社に確認します
問合せの際は、次の点について許諾を得てください。

- ・ 博士論文として提出すること、又は博士論文の一部としてそのまま利用すること。
- ・ 文部科学省の学位規則の定めによって、博士論文をインターネット公表すること。

なお、著作権譲渡契約書により博士論文として使用することが制限されている場合でも、直接問い合わせて許諾を得られることがあります。

1-3. 他者の著作物を博士論文に使用している。

他の人の著作物を博士論文に含めるには、引用として要件を満たす必要があります。

引用については、次のような事柄が引用の要件として示されています。¹

1. 引用する資料等は既に公表されているものであること。
2. 「公正な慣行」に合致すること。
3. 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること。
4. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること。
5. カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること。
6. 引用を行う必然性があること。
7. 出所の明示が必要なこと。

引用の要件を満たさない転載は著作権者の許諾を得る必要があります。その際には、著作権者に、博士論文にて使用すること、また、その博士論文をインターネット公表することを伝えて、許諾を得てください。博士論文での使用について許諾が得られても、インターネット公表について許諾が得られない場合は、「やむを得ない事由」のうち「著作権保護」にあたるものとして、申請する必要があります。

¹ 文化庁「著作権なるほど質問箱」関連用語「引用」より
<<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/ref.asp>> (2014/10/24 アクセス)

■個人情報保護

アンケート調査やインタビュー、臨床研究・実験など、調査対象の個人情報を扱う場合は、あらかじめ、どの程度の内容を研究発表に用いるかを明らかにしたうえで、調査対象の方の同意を得て、同意の範囲内で博士論文に使用する必要があります。

同意が得られない場合は「やむを得ない事由」のうち、「個人情報保護」にあたるものとして申請する必要があります。

【不利益が生じる場合】

- ・ 出版刊行、■多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

■多重公表

1. 多重公表とは

すでに別の出版物において公表した内容を、学術雑誌等に投稿することを指します。

博士論文として承認された後に、その内容の一部を雑誌論文にまとめ、投稿する場合においてはインターネット公表をした論文は広く公表された論文とみなされ、学術雑誌の多重公表に対するポリシーに抵触する恐れがあります。

1-1. 多重公表に関する規定の確認方法

多重公表になる恐れがある場合は、次の点を投稿先にあらかじめ確認します。

- ・ 博士論文の内容を投稿することが可能か。
- ・ その博士論文がインターネット公表された場合に、投稿することが可能か。

なお、多くの学会・出版社が、ウェブサイト上で出版倫理に関する情報を提供しています。その中で、“Prior Submission”，“Multiple Publication”，“Duplicate Publication”など、多重公表に係る規定を示しています。まずは、このような情報源を確認するようにしましょう。

多くは多重公表を禁止していますが、英語以外の言語での出版、主たる結果や結論が未発表だった場合などは、論文投稿を受け付けるというポリシーを持つ学会・出版社もあります。なお、博士論文の投稿のみ認められ、インターネット公表が認められなければ、「やむを得ない事由」として申請する必要があります。

4. 北海道医療大学学術リポジトリへの登録

- リポジトリ登録には、「博士論文の学術リポジトリ登録許諾書」と「博士論文全文のPDF ファイル」が必要です。
- やむを得ない事由によりただちに公開できない方は、博士論文内容の「要約」を作成し、要約と全文ファイルの両方を提出してください。やむを得ない事由が解消された時点で、要約から全文の公開に移行します。（「全文公表に係る許諾書」を併せて提出ください。）
- 歯学課窓口に提出してください。

以下の項目に1つでも該当する場合は、「やむを得ない事由」として申請する必要があります。

「やむを得ない事由」項目	該当する	該当しない
1. 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネット公表ができない。	☐	☐
2. すで出版契約又は学術雑誌等に投稿済の論文の全部又は一部を博士論文に使用しており、インターネット公表に対する著作権者の許諾が得られていない。	☐	☐
3. 他者の著作物（図表等）を博士論文に使用しており、インターネット公表に対する著作権者の許諾が得られていない。	☐	☐
4. 博士論文の全部又は一部が共同著作物であり、インターネット公表に対する共著者全員の許諾が得られていない。	☐	☐
5. 対象者の個人情報保護等の観点から、インターネット公表に不適切な情報を含んでいる。	☐	☐
6. 博士論文の全部又は一部を単行本又は雑誌掲載等の形で刊行する予定があつて、全文の公表により授与者に明らかな不利益が生じる。	☐	☐
7. 特許申請のため、全文の公表によって授与者に明らかな不利益が生じる。	☐	☐
8. その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。	☐	☐

1. 博士論文提出の注意事項

- ・ 学位審査が終了し、内容が確定した最終版を提出してください。
- ・ PDF ファイルには、テキストデータを含めてください。PDF/A (ISO-19005) が望ましい。
- ・ PDF ファイルは、原則 CD-ROM や USB メモリなどの記録メディアで提出してください。
- ・ 表紙・目次・図表なども含め1ファイルで作成してください。
- ※ 副論文・参考論文は除いてください。
- ・ 長期的な可読性・保存、アクセシビリティの確保のため、以下の点に注意してください。
 - 機種あるいはベンダー依存の形式ではないこと。
 - 外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと。
 - 暗号化・パスワードの設定・印刷制限等を行わないこと。

2. 博士論文データの公開について

提出された博士論文全文（又は要約）のPDF ファイルは、タイトルなどの書誌情報を付与して、本学学術リポジトリに登録、無償公開することにより、インターネットを通じて閲覧可能となります。国立国会図書館は本学学術リポジトリのデータを自動収集して取り込み、国会図書館内で公開します。

5. Q & A よくある質問

Q. 北海道医療大学学術リポジトリとは。

A. 本学で生産された研究成果・教育資源を収集し電子的形態で蓄積・保存、無償で公開することにより、本学の学術研究の発展と地域社会への貢献を目的とするものです。

Q. Word で作成したが、PDFファイルに変換したい。

A. PDF ファイル変換ソフトウェアを利用ください。スキャンデータを PDF ファイルに変換した場合は、テキストデータが含まれないので注意してください。御不明な場合は、図書館まで御相談ください。

Q. 雑誌掲載論文を博士論文として提出予定です。

A. まず、著作権を学会・出版社に譲渡しているか確認し、譲渡していた場合、博士論文として利用し、インターネット公表する権利があるか確認する必要があります。
詳細は「3. やむを得ない事由について ■著作権保護」を御参照ください。

Q. 書籍の一部を執筆し、その内容を博士論文に使用したい。

A. 雑誌と同様に権利確認が必要です。著作権譲渡契約の内容を確認するか、出版社に問い合わせてください。

Q. 日本語以外の言語で発表した自分の論文を、日本語に翻訳して博士論文に使用したい。

A. 翻訳する場合でも、博士論文に含むことが可能か、また、その博士論文をインターネット公表できるかどうか、確認してください。

Q. 発表した自分の論文を改訂（revise）して使用したい。

A. 過去に学術雑誌論文として発表した記述等を含むのであれば、著作権譲渡契約を確認してください。

Q. 学内の論文誌に発表した内容であれば、著作権の確認は不要か。

A. 発行主体の学内外を問わず、権利を確認してください。

Q. 共同著作物を博士論文に使用したい。

A. 2人以上で共同創作した著作物で、各人の著作した部分を分離使用できない著作物を「共同著作物」、共同著作物の著作権を「共有著作権」といいます。共有著作権は著作権法第65条に「その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。」とあり、共著論文の場合は、あらかじめ共著者全員の許諾を得る必要があります。なお、インターネット公表されることへの許諾も必要です。卒業等により共著者との連絡が取れなくなる可能性も考慮し、早期に許諾を得ましょう。

Q. 図表や写真を博士論文に使用したい。

A. 引用については、「3. やむを得ない事由について 1-3. 他者の著作物を博士論文に使用している。」を御確認ください。

Q. 著作権譲渡契約書を見たが、機関リポジトリに登録してよいか書かれていません。

A. 確認が取れない場合は、学会・出版社に問い合わせると良いでしょう。

なお、契約書の条項では、機関リポジトリの他に、“institution’s website”や“employer’s website”などの表現が使われている場合もあります。

Q. 著作権譲渡契約書が見当たりません。

A. 共著論文の場合、責任著者（corresponding A. uthor）が契約書にサインすることが多いようです。他の著者が責任著者の場合は、その方に確認を取りましょう。また、これから投稿する共著論文の場合は、必ず責任著者から契約内容を教えてもらうようにしましょう。それでも見つからない場合は、学会・出版社に確認すると良いでしょう。

Q. アンケート調査結果を博士論文に使用したい。

A. 調査対象の個人情報を扱う場合は、対象者の同意が必要です。

「3. やむを得ない事由について ■個人情報保護」を確認してください。

Q. 博士論文をこれから学術雑誌に投稿する予定です。

A. 多重公表に対するポリシーに抵触する恐れがあります。

「3. やむを得ない事由について ■多重公表」を御確認ください。

Q. 博士論文の公表後に、その内容の一部を学術雑誌に投稿する予定です。学術雑誌掲載論文を博士論文に含めた場合、雑誌の規定によっては博士論文の文中に出典を明記する必要がありますが、公表後の博士論文に公表後に受理された論文の出典を加えることは可能でしょうか。

A. 順番としては、博士論文で公表した内容を雑誌に投稿することになるため、まず、学術雑誌の多重公表に対するポリシーを確認してください。また、博士論文として承認を受けて公表したものは変更することはできません。

Q. 特許を申請したい。

A. 特許申請に際し、論文全文の公表によって授与者に明らかな不利益が生じる場合は、「やむを得ない事由」にあたります。登録許諾書にその旨記入し、要約と全文ファイルの両方を提出してください。やむを得ない事由が解消された時点で、全文公表とします。

様式

※ホームページよりダウンロード可能

「北海道医療大学学術リポジトリ」→「コンテンツ登録方法」

年 月 日

博士論文の学術リポジトリ登録許諾書

北海道医療大学総合図書館長 殿

フリガナ氏名	(自署)		所属	
学位取得後の連絡先	TEL		E-Mail	
論文題目				
学位授与年月日	年	月	日	指導教員の確認 印
リポジトリ登録・公開の可否	私が執筆しました上記の博士論文を、「北海道医療大学学術リポジトリ運用指針」に基づき、 ☐ 全文の登録および公開を許諾します。 <以下に該当する場合はネット公表に対する許諾が必要です> ☐ 出版済みの論文の全部または一部を博士論文に使用→著作権者の許諾 ☐ 他者の著作物(図表等)を博士論文に使用→著作権者の許諾 ☐ 博士論文の全部または一部が共同著作物→共著者全員の許諾 ☐ 「やむを得ない事由」に該当するため、論文内容の要約の登録および公開を許諾します。また、以下の公表可能日を経過した場合は、全文が登録および公開されることを許諾します。 <事由> ☐ 博士論文の全部または一部を投稿・出版予定のため ☐ 出版済みの論文の全部または一部を博士論文に使用し、著作権者の許諾を得られていないため ☐ 他者の著作物(図表等)を博士論文に使用し、著作権者の許諾を得られていないため ☐ 博士論文の全部または一部が共同著作物であり、共著者全員の許諾を得られていないため ☐ 特許を申請予定のため ☐ その他 () 公表可能日： 年 月 日 ☐ 「やむを得ない事由」に該当するため、論文内容の要約の登録および公開を許諾します。 <事由> ☐ 個人情報保護等のため ☐ 他の著作権者等の許諾を得られなかったため ☐ その他 ()			
備考				

<記入上の注意>

- この許諾書は、研究成果・教育資源のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について図書館に許諾を与えていただくものであり、著作権を移譲するものではありません。
- この許諾書に記入いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。
- 「指導教員の確認」について、論文博士の場合は推薦教員または主査とします。

年 月 日

博士論文の学術リポジトリ登録許諾書
＜全文公表に係る許諾書＞

北海道医療大学総合図書館長 殿

フリガナ 氏 名	(自署)		所 属							
連絡先	T E L		E-Mail							
論文題目										
学位授与年月日	年 月 日									
リポジトリ 登録・公開の 可 否	私が執筆しました上記の博士論文について、 「やむを得ない事由」に該当するため、論文内容の要約の登録および公開を許諾しておりましたが、このたび、全文の登録および公開が可能となりましたため、全文が登録および公開されることを許諾します。 ＜以下に該当する場合は公表に対する許諾が必要＞ <table><tr><td>☐ 出版済の論文の全部または一部を博士論文に使用</td><td>→ 著作権者の許諾</td></tr><tr><td>☐ 他者の著作物(図表等)を博士論文に使用</td><td>→ 著作権者の許諾</td></tr><tr><td>☐ 博士論文の全部または一部が共同著作物</td><td>→ 共著者全員の許諾</td></tr></table>				☐ 出版済の論文の全部または一部を博士論文に使用	→ 著作権者の許諾	☐ 他者の著作物(図表等)を博士論文に使用	→ 著作権者の許諾	☐ 博士論文の全部または一部が共同著作物	→ 共著者全員の許諾
☐ 出版済の論文の全部または一部を博士論文に使用	→ 著作権者の許諾									
☐ 他者の著作物(図表等)を博士論文に使用	→ 著作権者の許諾									
☐ 博士論文の全部または一部が共同著作物	→ 共著者全員の許諾									
備 考										

＜記入上の注意＞

- この許諾書は、研究成果・教育資源のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について図書館に許諾を与えていただくものであり、著作権を移譲するものではありません。
- この許諾書に記入いただいた事項は、目的以外の用途には使用しません。

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員（第8条—第17条）
- 第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与（第18条—第24条）
- 第4章 教員組織と運営機構（第25条—第28条）
- 第5章 学年、学期、休業日（第29条—第31条）
- 第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学（第32条—第45条）
- 第7章 入学検定料及び学納金（第46条—第48条）
- 第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生（第49条—第54条）
- 第9章 賞罰（第55条・第56条）
- 第10章 図書館、研究指導施設（第57条・第58条）

附則

第1章 総則

（理念・目的）

- 第1条 北海道医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の理念に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを教育理念とする。
- 2 本大学院は、建学の理念及び教育理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする。
- 3 薬学研究科薬学専攻（博士課程）においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を教育目的とする。
- 4 歯学研究科歯学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を教育目的とする。
- 5 看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として看護領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
- 6 看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
- 7 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として福祉領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
- 8 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
- 9 心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）においては、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、及び関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitionerの立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を教育目的とする。
- 10 心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）においては、心理科学に関する応用領域の専門性をScientist and Practitionerとしての立場からより精緻に教育研究し、更に心理科学の立場から心の研究の後継者となりうる人材の養成を教育目的とする。
- 11 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）においては、人々の健康と保健・福祉の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に

寄与する人材の養成並びにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を教育目的とする。

12 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、深い学識、豊かな人間性、及び保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

13 医療技術科学研究科臨床検査学専攻（修士課程）においては、人々の健康増進と保健医療の発展のために、臨床検査学の先進的な知識と技術を修得、実践し、かつ、応用力と自己成長ができる指導的役割を担う高度専門職業人の養成を教育目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（教育方法等の改善）

第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。（研究科専攻）

第4条 本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。

薬学研究科 薬学専攻

歯学研究科 歯学専攻

看護福祉学研究科 看護学専攻、臨床福祉学専攻

心理科学研究科 臨床心理学専攻

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻

医療技術科学研究科 臨床検査学専攻

（課程）

第5条 各研究科の課程は、次のとおりとする。

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

歯学研究科 歯学専攻 博士課程

看護福祉学研究科 看護学専攻 博士課程

臨床福祉学専攻 博士課程

心理科学研究科 臨床心理学専攻 博士課程

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士課程

医療技術科学研究科 臨床検査学専攻 修士課程

2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、各研究分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、各研究分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（修業年限）

第6条 薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は4年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、心理科学研究科臨床心理学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程、心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程並びにリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程とする。

3 看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科修士課程の学生は4年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）の学生は6年、薬学研究科および歯学研究科博士課程の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。

（収容定員）

第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

薬学研究科博士課程（薬学専攻）

収容定員12名

歯学研究科博士課程（歯学専攻）	（入学定員 3 名） 収容定員 72 名 （入学定員 18 名）
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻）	収容定員 30 名 （入学定員 15 名）
看護福祉学研究科修士課程（臨床福祉学専攻）	収容定員 10 名 （入学定員 5 名）
看護福祉学研究科博士課程（後期 3 年の課程） （看護学専攻）	収容定員 6 名 （入学定員 2 名）
（臨床福祉学専攻）	収容定員 6 名 （入学定員 2 名）
心理科学研究科修士課程 （臨床心理学専攻）	収容定員 40 名 （入学定員 20 名）
心理科学研究科博士課程（後期 3 年の課程） （臨床心理学専攻）	収容定員 6 名 （入学定員 2 名）
リハビリテーション科学研究科修士課程 （リハビリテーション科学専攻）	収容定員 10 名 （入学定員 5 名）
リハビリテーション科学研究科博士課程（後期 3 年の課程） （リハビリテーション科学専攻）	収容定員 6 名 （入学定員 2 名）
医療技術科学研究科修士課程 （臨床検査学専攻）	収容定員 8 名 （入学定員 4 名）

第 2 章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員 （履修方法）

第 8 条 薬学研究科博士課程においては、研究科に 4 年以上在学し、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 歯学研究科博士課程においては、研究科に 4 年以上在学し、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

3 看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 32 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。

4 看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に 5 年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、看護学専攻は 44 単位以上（後期 3 年の課程においては 12 単位以上）、臨床福祉学専攻は 44 単位以上（後期 3 年の課程においては 12 単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における 2 年の在学期間を含めて大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

- 5 心理科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 6 心理科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、60単位以上（後期3年の課程においては10単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 8 リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、42単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 9 医療技術科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、医療技術科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

（教育課程）

第9条 薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(A)のとおりとする。

2 歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(B)のとおりとする。

3 看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(C)・(D)・(E)・(F)のとおりとする。

4 心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(G)・(H)のとおりとする。

5 リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(I)・(J)のとおりとする。

6 医療技術科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(K)のとおりとする。

（単位数）

第10条 各研究科における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

（1）講義及び演習については、15時間ないし30時間をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間ないし45時間をもって1単位とする。

（1年間の授業期間）

第11条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第12条 各研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第6条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定する長期にわたる教育課程の履修期間は、次の各号に定めるとおりとし、1年単位で認めるものとする。

（1）修士課程

3年又は4年

（2）博士課程（後期3年の課程）

4年から6年

（3）薬学研究科博士課程及び歯学研究科博士課程

5年から8年

（指導教員）

第13条 指導教員は、学生の履修すべき授業科目担当の本大学院専任教員をもって充てる。

2 指導教員は、その学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。

(授業科目の選定)

第14条 学生は、自己の履修すべき授業科目の選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

2 指導教員は、必要があると認めるときは、学生に対して学部の授業科目を指定してこれを履修させることができる。

(教育方法の特例)

第15条 本大学院では、夜間その他特定の時間又は時期において教育を行うことができる。

2 本大学院では、一部の授業科目について、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で行うことができる。

(特別聴講)

第16条 本大学院に在籍する学生が、他の大学院および本学の他の研究科において専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該研究科委員会の議を経て、両大学院等の協議に基づき、特別聴講としてその履修を認めることができる。

2 特別聴講の許可、単位認定等の申請手続きについては、両大学院等の協議に定めるもののほか、当該研究科の定めるところによる。

(デュアルディグリー・プログラム)

第17条 教育上有益と認められる時は、本学研究科と外国の大学院との協定に基づく学生の相互留学と単位互換により双方が学位を授与するデュアルディグリー・プログラムを行うことができる。

2 デュアルディグリー・プログラム実施に関する取り扱いについては別に定める。

第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与

(単位認定)

第18条 履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2 前項に定める試験等の成績は、優、良、可及び不可に分け、優、良、可を合格として単位を与え、不可は不合格とする。

3 第16条の規定により修得した科目、単位数については10単位を超えない範囲で、これを本学大学院における科目、単位数の修得とみなすことができる。

4 本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（第52条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院における授業科目の履修とみなし、10単位を超えない範囲で認定することができる。

(学位論文の提出)

第19条 学位論文は、所定の期日までに当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

(学位論文の審査)

第20条 学長は、前条の規定により学位論文の提出を受けたときは、別に定める学位規程により論文の審査を行う。

(学位論文の評価)

第21条 学位論文は、当該専攻科目の専攻分野における精深な学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とする。

(最終試験)

第22条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆記又は口頭によりこれを行う。

(課程修了の認定)

第23条 薬学研究科博士課程の修了は、原則として4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

2 歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

3 看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について32

単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

- 4 看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は12単位以上、臨床福祉学専攻は12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 5 心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 6 心理科学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 7 リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 8 リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 9 医療技術科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 10 課程修了の認定は、学長が行う。

（学位の授与）

第24条 薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（薬学）の学位を授与する。

- 2 歯学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（歯学）の学位を授与する。
- 3 看護福祉学研究科修士課程の看護学専攻を修了した者に対しては、修士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、修士（臨床福祉学）、看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の看護学専攻を修了した者に対しては、博士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、博士（臨床福祉学）の学位を授与する。
- 4 心理科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（臨床心理学）博士課程（後期3年の課程）を修了した者に対しては、博士（臨床心理学）の学位を授与する。
- 5 リハビリテーション科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（リハビリテーション科学）、博士課程を修了した者に対しては博士（リハビリテーション科学）の学位を授与する。
- 6 医療技術科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（臨床検査学）の学位を授与する。
- 7 学位に関する規程は、別に定める。

第4章 教員組織と運営機構

（教員組織）

第25条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授、講師及び助教を充てることができる。

（評議会）

第26条 本学に評議会を置く。

- 2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) 先端研究推進センター長
- (7) 大学病院長
- (8) 歯科クリニック院長

- (9) 予防医療科学センター長
 - (10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
 - (11) 学長が指名する教授
- 3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
- (1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項
 - (2) 学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
 - (4) 学位授与の基本に関する事項
 - (5) 学生の学修評価の基本に関する事項
 - (6) 教育課程の編成の基本に関する事項
 - (7) 教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項
 - (8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項
- 4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(研究科委員会)

第27条 本大学院各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 各研究科委員会は、次に掲げるものをもって組織する。
- (1) 各研究科の教授
 - (2) その他各研究科委員会の議を経て研究科長が認めたもの。
- 3 各研究科委員会は、各研究科に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の学修評価に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
 - (6) その他研究科長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項
- 4 各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 各研究科委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(事務組織)

第28条 本大学院に、事務職員を置く。

第5章 学年、学期、休業日

(学年)

第29条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第31条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 創立記念日 10月10日
 - (4) 春期休業日 4月1日から4月10日まで
 - (5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで
 - (6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで
- 2 学長が必要と認めたときは、休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学

(入学の時期)

第32条 本大学院に入学する時期は、学年始め又は学期の始めとする。

(入学資格)

第33条 看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科の修士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 看護福祉学研究科及び心理科学研究科の博士課程（後期3年の課程）に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) その他本大学院各研究科において、これと同等以上の学力があると認めた場合
- 3 薬学研究科博士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学（6年課程）を卒業した者
 - (2) 修士の学位を有する者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣が指定した者
 - (5) その他本大学院薬学研究科において、大学（6年課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 4 歯学研究科に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学又は歯学）を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院歯学研究科において、大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第34条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(入学検定)

第35条 入学検定は、入学志願者の学力、人物及び身体について行う。

2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続、入学許可)

第36条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人と連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第37条 保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

- 2 保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。
- 3 学長は、保証人が不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。
- 4 保証人は、その住所及び身分に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、速やかに保証人の変更願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第38条 病気その他やむを得ない事由によって、引き続き3か月以上欠席する場合は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めたときは、第1項に定める手続をまたず、当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

第39条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続きにより引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第40条 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍することができる。

(1) 看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程、リハビリテーション科学研究科修士課程又は医療技術科学研究科において、在学4年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)、心理科学研究科(後期3年の課程)又はリハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)において、在学6年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学8年に及び、修業の見込みがないと認めた者(ただし、休学期間を算入しない。)

(2) 第38条第2項に定める休学の期間満了後、第39条に定める復学願出のない者

(3) 学納金を滞納し、催促を受けても納付しない者

(4) 死亡、又は1年以上行方のわからない者

(再入学)

第43条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出た場合は、学年の始めに限り選考のうえ、これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

(転学)

第44条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第45条 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承諾書を添えて、本大学院に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

第7章 入学検定料及び学納金

(学生納入金)

第46条 入学検定料、入学金、授業料の年額は、次のとおりとする。

	薬学研究科	歯学研究科	看護福祉学研究科	心理科学研究科	リハビリテーション科学研究科	医療技術科学研究科	備考
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	入学時のみ 本学卒業生免除 修士課程 博士課程
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
授業料	750,000円	750,000円	800,000円 750,000円	800,000円 750,000円	800,000円 750,000円	800,000円	

2 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間(以下「長期履修期間」という。)

に限り、前項に定める授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、以下同様とする。）とする。

3 長期履修学生が、履修期間の変更（短縮又は延長）を認められた場合の授業料の年額は、第1項に規定する授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準就業年限を乗じて得た額からすでに納入した授業料の総額を減じて得た額を変更後の履修期間の年数で除して得た額とする。

4 看護福祉学研究科看護学専攻のNP資格取得コースを履修する学生の特別実習費の金額は次のとおりとする。

特別実習費：50,000円

5 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生の検定料、入学金、授業料の金額は次のとおりとする。

	聴講生	特別聴講学生	科目等履修生	備考
入学検定料	5,000円	10,000円	10,000円	
履修登録料	—	15,000円	15,000円	
授業料	10,000円	20,000円	20,000円	1単位

6 授業料は、学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納入することができる。

1期 4月15日まで

2期 9月15日まで

7 納入した入学検定料、入学金、授業料は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

（復学、退学、除籍及び休学等の場合の学納金）

第47条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の学納金を徴収する。

2 前期若しくは後期中途中で退学した者、又は除籍された者に対しては、当該期分の学納金を徴収する。

3 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

4 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期50,000円とする。

（学納金の徴収の猶予）

第48条 経済的理由によって、納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学納金の徴収を猶予することがある。

2 学納金納入猶予期間は、納入期間後（1・2期とも）3か月以内とし、納入しない者は、学則第41条の規定により除籍とする。

第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生

（外国人学生）

第49条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生として特別に選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項の選考方法は、学長が定める。

（入学志願）

第50条 前条の規定により入学を志願する者は、第32条に定めるもののほか、日本に在住し、学業に従事することが適法であることを証明するに足る外務省若しくは在外公館の紹介状又は自国公館の証明書を添付して、指定の期日までに願出しなければならない。

（委託学生）

第51条 官公庁、外国政府、学校、研究機関及び民間団体等から本大学院における修学を委託された者は第31条及び第32条の規定にかかわらず、これを委託学生として、正規の学生の修学に支障のない限り、選考のうえ入学を許可する。

2 委託学生には、本条に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

（聴講生）

第52条 本大学院の一または複数の授業科目について聴講を志望する者に対しては、正規の学生の修

業に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。

2 聴講生の聴講は、学年又は学期の始めに限り許可するものとする。

3 聴講生に関する規定は別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本大学院の一または複数の授業科目について履修を志望する本大学院の学生以外の者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することができる。

2 科目等履修生の受講は、学年又は学期の始めに限り許可することができる。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするとき、または、本学の大学院学生が他の研究科において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするときは、両大学院等の協議に基づき、特別聴講学生として10単位を超えない範囲でこれを許可することがある。

2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与方法については、第17条の規定によるものとする。

3 特別聴講学生が本学の規則に違反したときには、その許可を取り消すことができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第55条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は当該研究科の研究科委員会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

第56条 学長は、大学院の学則、その他本学の定める規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、当該研究科の研究科委員会の議を経て懲戒に付すことができる。

2 懲戒は、譴責、停学、退学とする。

3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1) 性行が不良で、改善の見込みのない者

(2) 学力が劣等で、成業の見込みのない者

(3) 正当な理由がないのに、出席が常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

第10章 図書館、研究指導施設

(図書館)

第57条 本学に図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院生の閲覧に供する。

(研究指導施設・設備)

第58条 本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に充てるものとする。

学位規程

平成4年3月13日制定

(趣旨)

第1条 学位規則（平成3年文部省令第27号）第13条の規定に基づき、北海道医療大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与については、本学及び本大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、当該研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与するものとする。

(学位論文の提出)

第5条 第3条及び第4条第1項の規定により論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文審査願（別紙様式第4）に学位論文、論文要旨、論文目録（別紙様式第6）、履歴書（別紙様式第7）及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定により学位を申請する者は、学位申請書（別紙様式第5）に学位論文、論文要旨、論文目録（別紙様式第6）、履歴書（別紙様式第7）及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 学位論文の提出部数並びに期限については、別に定める。

4 論文審査料については、別に定める。

5 既納の論文審査料並びに受理した論文は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

(学位論文の受理)

第6条 学位論文の受理は当該研究科委員会の議を経て学長が決定し、その審査を当該研究科委員会に付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された当該研究科委員会は、当該研究科の中から3名以上の審査委員（主査1名、副査2名以上）を選出して、審査委員会を設ける。

2 審査委員の主査は、指導教員以外から選出する。

3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者を審査委員の一部の者として充てることができる。

(1) 他の研究科の教員等

(2) 他の大学院又は研究所等の教員等

(審査、最終試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 第4条第2項に規定する学力の確認は、試験により行うものとし、試験は口頭又は筆記によるほか、外国語については2か国語を課する。

4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず申請者の経歴及び提出論文以外の業績を審査し、研究科委員会の議を経て、その審査をもって試験に代えることができる。

(審査期間)

第9条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、審査及び最終試験等を終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは学位論文、学位論文審査、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて当該研究科委員会に文書で報告するものとする。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の規定にかかわらず最終試験等の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第11条 前条の研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審議結果の報告)

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は文書により学長に報告するものとする。

(学士の学位の授与)

第13条 学長は、第2条の規定に基づき学士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式1)を授与し、学士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(修士の学位の授与)

第14条 学長は、第12条の報告に基づき修士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式2)を授与し、修士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(博士の学位の授与)

第15条 学長は、第12条の報告に基づき博士の学位を授与すべき者には、第4条第1項による者については学位記(別紙様式2)を、また、同条第2項による者については学位記(別紙様式3)を授与し、博士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により、論文の内容を要約したものを公表した場合、やむを得ない事由が消失した際には、速やかに当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行なう前三項の規定による公表は、本学の協力のもと、インターネットの利用により行なうものとする。

(専攻分野の名称)

第18条 本学が授与する学位に付記する専攻分野の名称は、「生命薬科学」、「薬学」、「歯学」、「看護学」、「臨床福祉学」、「臨床心理学」、「リハビリテーション科学」、「理学療法学」、「作業療法学」、「言語聴覚療法学」、「臨床検査学」とする。

(学位の名称使用)

第19条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学から授与された旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位を授与された者に対しては当該教授会及び評議会の議を経て、修士又は博士の学位を授与された者に対しては当該研究科委員会及び評議会の議

を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。
2 前項の議決をするには、当該委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(登録及び報告)

第21条 本学において学位を授与したときは、学長は学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書(別紙様式第8)を文部大臣に提出するものとする。

(細則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、評議会の議を経て行う。

以下、附則及び別紙様式1・8省略

別紙様式2(第14条関係)

学位記	本籍都道府県	氏名	本学大学院 課程において所定の単位を修得し、 学位論文の審査及び最終試験に合格した ので、修士博士の学位を授与 する	年 月 日	年 月 日	北海道医療大学 印	甲第 号
-----	--------	----	--	-------------	-------------	--------------	---------

別紙様式3(第15条関係)

学位記	本籍都道府県	氏名	本学大学院 課程において所定の単位を修得し、 学位論文の審査及び最終試験に合格した ので、修士博士の学位を授与する	年 月 日	年 月 日	北海道医療大学 印	乙第 号
-----	--------	----	--	-------------	-------------	--------------	---------

年 月 日

学 位 論 文 審 査 願

北海道医療大学長 殿

入 学 年

研 究 分 野

氏 名

㊞

このたび博士（歯学）の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文要旨、論文目録、履歴書（及び論文審査料50,000円）を添えて提出しますので審査くださるようお願いいたします。

記

< 学位論文の題目 >

年 月 日

学 位 申 請 書

北海道医療大学長 殿

入 学 年

研 究 分 野

氏 名

㊞

このたび博士（歯学）の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文要旨、論文目録、
履歴書（及び論文審査料 円）を添えて提出しますので審査くださるよう
お願いいたします。

記

< 学位論文の題目 >

論文目録

氏名



博士論文

1. 題目

2. 公表の方法、時期

3. 冊数

参考論文

履 歴 書	
(ふりがな) 氏 名 (性別 男 女)	
昭和・平成 年 月 日生	
本 籍	
現住所	〒 TEL
学 歴	
職 歴	
研究歴	
賞 罰	
上 記 の と お り 相 違 あ り ま せ ん。 年 月 日 氏 名 ㊞	

備考 学歴は高等学校（又は旧制中等学校）卒業以降について年次順に記載すること

大学院歯学研究科学位規程施行細則

平成3年1月18日
制定

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定に基づき学位規程施行に関する事項を定める。

第1章 課程博士学位論文取扱細則

第2条 学位規程第4条第1項の規定により、博士（歯学）（以下「課程博士」という。）の学位論文の審査を受けようとする者は、本細則の定めるところによる。

第3条 学位論文を提出することができる者は、博士課程に3年以上在学し、本学大学院学則第8条に規定する所定の単位を修得した者とする。

第4条 学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類に論文審査料を添えて学長に提出しなければならない。書類の提出期日は、毎年10月又は4月に当該学生に通知する。

学位論文審査願（様式第1号）	1通
学位論文（様式第3号）	4部
学位論文要旨（様式第4号）	50部
論文目録（様式第5号）	4部
履歴書（様式第6号）	1通
論文審査料	50,000円

第5条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は、審査委員会を設ける。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。

3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文の審査及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式第10号により報告する。

4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式第14号により報告する。

6 学位規程第15条の規定による手続は、3月又は9月中に完了するものとする。

第6条 博士課程に4年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第12条に定める長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）で、次の各号に該当し、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

（1） 博士課程に5年以上在学した者

（2） 大学院学則第6条に定める標準修業年限に相当する授業料を納入した者

3 免除の期間は、在学年数に算入する。

第2章 論文博士学位論文取扱細則

第7条 学位規程第4条第2項の規定により、博士（歯学）（以下「論文博士」という。）の学位を申請しようとする者は、本細則の定めるところによる。

第8条 論文博士の学位を申請することができる者は、次の各号の一に該当する歯学研究歴を有する者とする。

（1） 歯学（又は医学）の大学を卒業した者は、歯科基礎系においては5年以上、歯科臨床系においては6年以上

（2） 歯学（又は医学）以外の大学を卒業した者は、歯科基礎系においては7年以上、歯科臨床系においては8年以上

2 前項各号以外の学歴を有する者は、研究科委員会において別に定める。

第9条 前条の歯学研究歴とは、次の各号に該当する期間とする。

（1） 大学の専任教員として研究に従事した期間

（2） 大学院を退学した者の場合は大学院に在学した期間

（3） 研究科委員会の認める研究機関において専任職員として研究に従事した期間

（4） 研究科委員会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

2 前項各号以外の歯学研究歴を有する者は、研究科委員会において認定した期間とする。

3 研究歴年数が基礎・臨床両系にわたる場合は、両系を合算することができるが、論文提出講座の属する系において2年以上の研究歴を必要とする。

第10条 論文博士の学位を申請しようとする者は、あらかじめ研究科委員会が行う外国語試験を受験し合格しなければならない。

2 外国語試験の実施要領は、別に定める。

第11条 論文博士の学位を申請しようとする者は、次の書類に審査料を添えて学長に提出し審査を受けなければならない。学位申請書の提出時期は、11月又は5月とする。

学位申請書（様式第2号）	1通
学位論文（様式第3号）	5部
学位論文要旨（様式第4号）	50部
論文目録（様式第5号）	5部
履歴書（様式第6号）	1通
共著者の承諾書（様式第7号）	1通
研究歴証明書（様式第8号）	1通
研究科専任教員の推薦書（様式第9号）	1通
戸籍抄本	1通
最終学校卒業証明書	1通
外国語試験合格通知書	1通
副論文（3編以上）	各1部
論文審査料	

本学専任教員 100,000円

本学研究生 200,000円

上記以外の者 500,000円

2 前項に規定する論文審査料について、本学研究生の適用を受けることができる者は、申請時において本学研究生として在籍し、かつ、在籍期間を1年以上有する者とする。

第12条 学長は、研究科委員会の議を経て前条の申請の受理を決定し、その審査を研究科委員会に付託する。

第13条 前条により審査を付託された研究科委員会は、学位規程第7条の規定により、審査委員会を設ける。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式第11号により報告する。

4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式第14号により報告する。

6 学位規程第15条の規定による手続は、3月又は9月中に完了するものとする。

第14条 博士の学位を授与された者は、学位規程第17条の規定により、当該博士の学位の授与に係る論文を公表しなければならない。

第15条 この細則の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て行う。

以下、附則及び様式第14号省略

様式第1号（第4条関係）学位論文審査願 … 学位規程 別紙様式4参照

様式第2号（第11条関係）学位申請書 … 学位規程 別紙様式5参照

様式第5号（第4条・第11条関係）論文目録 … 学位規程 別紙様式6参照

様式第6号（第4条・第11条関係）履歴書 … 学位規程 別紙様式7参照

学 位 論 文 表 紙 （ 様 式 ）

↑

7 cm

↓

← 5 cm →□□□・・・論文題目・・・□□□□← 4.5 cm →

□□□・・・□□□□

(2行以上になる場合は、行間を9～10 mmとる)

□

—

行↑

間↓□

—

← 8～9 cm →

← 3～4 cm →

□

—

行↑

間↓□

—

平成〇〇年度

北海道医療大学大学院歯学研究科

氏 名

↑

1.8～2.0 cm

7 cm

↓

<備考>用紙はA4判の上質紙 「論文題目」の文字は消すこと。

学 位 論 文 本 文 (様 式)

↑ 3.0 cm

↓

← 3.0 cm → □□□ . . .

□□□ . . .

. . . □□□□ ← 2.0 cm →

. . . □□□□

横 38～42 文字

×縦 28～30 行

を標準とする。

中文字

□□□ . . .

. . . □□□□

↑

↓ 3.0 cm

<備考>用紙はA4判の上質紙
頁数は枠外に記載すること。

論 文 要 旨 表 紙

↑ 3.5 cm

↓

← 7 cm → 論 文 要 旨 ← 7 cm →

↑ 2.5 cm

↓

← 5 cm → □□□ . . . 論 文 題 目 . . . □□□□ ← 4.5 cm →

□□□ □□□□

(2 行以上になる場合は、行間を 9 ～ 10 mm とる)

□

—

行 ↑

間 ↓ □

—

□

—

行 ↑

間 ↓ □

—

1.8 ～ 2.0 cm

↑

7 cm

↓

平成 ○ ○ 年 度

北海道医療大学大学院歯学研究科

氏 名

<備考>用紙はA 4 判の上質紙 「論文題目」の文字は消すこと。

論 文 要 旨 本 文

↑ 3.0 cm

↓

← 3.0 cm → □□□ . . .

□□□ . . .

. . . □□□□ ← 2.0 cm →

. . . □□□□

横 38～42 文字

×縦 28～30 行

を標準とする。

中文字

□□□ . . .

. . . □□□□

↑

↓ 3.0 cm

<備考>用紙は A 4 判の上質紙 頁数は枠外に記載すること。

年 月 日

承 諾 書

北海道医療大学長 殿

共著者氏名 ㊟

学位申請者
とを承諾します。

が下記論文を学位論文の一部として使用するこ

記

著者名（全員）

論文題名

雑誌名（年、号、ページ）

年 月 日

証 明 書

研究機関名

所 属 長 名 印

下記の者は、 において、次のとおり研究に従事したことを証
明する。

記

氏 名

研究題目

期 間

年 月 日

推 薦 書

北海道医療大学長 殿

北海道医療大学教員

印

下記の者は、歯学についての研究に従事し、その成果を得ましたので北海道医療大学学位規程第5条第2項の定めるところにより、学位を申請するに値するものと存じますので審査くださいますよう推薦いたします。

記

学位申請者氏名

学位論文の題目

年 月 日

学位論文審査並びに最終試験結果報告書

大学院歯学研究科長 殿

主査	㊟
副査	㊟
副査	㊟

今般 にかかわる学位論文審査並びに最終試験を行い下記の結果を得たので報告する。

記

- 1 学位論文題目
- 2 論文要旨 別添
- 3 学位論文審査の要旨 別添（様式第 12 号）
- 4 最終試験の要旨 別添（様式第 13 号）

以上の結果 は博士（歯学）の学位を授与する資格のあるものと判定する。

年 月 日

学位論文審査、最終試験並びに学力の確認結果報告書

大学院歯学研究科長 殿

主査	印
副査	印
副査	印
副査	印

このたび にかかわる学位論文審査、最終試験並びに学力の確認を行い下記の結果を得たので報告する。

記

- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 学位論文題目 | |
| 2 | 論文要旨 | 別添 |
| 3 | 学位論文審査の要旨 | 別添 |
| 4 | 最終試験の要旨 | 別添 |
| 5 | 学力の確認の要旨 | 別添 |

以上の結果 は博士（歯学）の学位を授与する資格のあるものと判定する。

学位論文審査の要旨（2行目）

主査（4行目から）



副査



副査



副査



氏 名（8行目）

学位論文題目（10行目から）

以下本文（15行目から 1000 字以内）

最終試験（学力の確認）の要旨（2行目）

主査（4行目から）



副査



副査



副査



氏 名（8行目）

以下本文（10行目から 200字以内）

大学院歯学研究科学位論文取扱申合せ

[令和6年1月18日制定]

- 1 大学院歯学研究科学位規程施行細則（以下「細則」という。）第8条第2項については、次のとおりとする。
 - (1) 大学院修士課程修了者 6年以上
- 2 細則第9条2項については、次のとおりとする。

歯学研究歴として認定する期間

 - (1) 本学研究生：在籍期間×0.7掛
 - (2) 本学臨床研修歯科医：在籍期間×1.0掛
 - (3) 本学臨床研究生：在籍期間×0.5掛
 - (4) 臨床助手：在籍期間×0.5掛
 - (5) 本学臨床研修員（旧）：在籍期間×1.0掛
 - (6) 本学診療科研修助手（旧）：在籍期間×0.7掛
 - (7) 本学以外の大学等において上記に準ずる期間を有する者については、研究科委員会において歯学研究歴を認定する。
- 3 細則第10条2項については、次のとおりとする。
 - (1) 外国語試験は、英語・ドイツ語・フランス語のうち受験者の選択する1か国語について行う。
 - (2) 受験者は、研究科委員会の委員の許可を得るものとする。
 - (3) 試験の期日は、本学大学院歯学研究科入学試験の実施日とする。
 - (4) 試験には、所定の試験料（10,000円）を納付しなければならない。
 - (5) 本学大学院を退学した者は、研究科委員会の承認を得て試験を免除することができる。
- 4 学位論文は原則として単著であること。

ただし、課程博士は次の（1）又は（2）、論文博士は（2）についても可とする。

 - (1) 未発表の研究結果をまとめたもの。この場合、印刷公表時には共著を妨げないが、申請者が筆頭著者でなければならない。申請時には共著予定者を明記し、申請者以外の共著者が、これを学位論文申請に用いない旨の承諾書1部を添付しなければならない。
 - (2) 申請者が印刷公表した単著論文、又は申請者が筆頭著書である共著論文を学位論文として書き改めたもの。共著論文の場合、申請者は共著者が、これを学位論文申請に用いない旨の承諾書1部を添付しなければならない。
- 5 学位論文の審査を受けようとする者は、その内容を審査委員会の指定する学内の研究発表会（以下「発表会」という。）において発表しなければならない。
- 6 課程博士の学位論文審査願提出予定者で発表会において発表しようとする者は、指定期日までに次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 発表会申込書 1通
 - (2) 発表要旨 50部
- 7 論文博士の学位申請予定者で発表会において発表しようとする者は、指定期日までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 発表会申込書	1通
(2) 発表要旨	50部
(3) 論文目録（様式第5号）	1部
(4) 履歴書（様式第6号）	1通
(5) 共著者の承諾書（様式第7号）	1通
(6) 研究歴証明書（様式第8号）	1通
(7) 研究科専任教員の推薦書（様式第9号）	1通
(8) 外国語試験合格通知書	1通
(9) 最終学校卒業証明書	1通
(10) 学位論文の内容にかかわる原著論文（その論文の結果が学位論文に提示され考察が行われているもの）（3編以上）	各1部 (論文の別刷、 受理証明書等)
- 8 学外者で発表会において発表しようとする者は、上記に定める書類のほか、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 所属機関の長の承諾書 1通
 - (2) その他研究科委員会が必要と認めた書類
- 9 研究科委員会は、発表会申込書提出者が研究発表会において発表する資格があるか否かについて議決をする。
- 10 この申合せの改廃は、研究科委員会の議を経て行う。

以下、附則及び様式第14号省略

歯学倫理審査委員会内規

平成29年4月1日
制定

(目的)

第1条 この内規は、北海道医療大学研究倫理規程第8条の規定に基づき、北海道医療大学歯学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、北海道医療大学大学院歯学研究科（歯学部を含む。以下「部局」という。）で行われる人を対象とした研究（医療機関においては医療行為を含む。以下「研究等」という。）が、ヘルシンキ宣言並びに該当する倫理指針等の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに適切に推進されることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、実施責任者から申請があった実施計画について、倫理的観点及び科学的観点から、中立的かつ公正に審査するものとする。

2 委員会の委員並びに事務を所管する部局の事務担当者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育と研修を受けなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員により5名以上で組織するものとする。

- (1) 自然科学（医学・医療の専門家等）の有識者若干名
 - (2) 人文・社会科学（倫理学・法律学の専門家等）の有識者1名以上
 - (3) 一般の立場を代表する者1名以上
 - (4) その他、部局長が特に必要と認めた者
- 2 委員会は男女両性で組織し、部局外の委員複数名を含まなければならない。
- 3 委員の委嘱は、教授会の議を経て、学部長が行う。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員の互選による委員長を置く。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第1項第2号又は第3号の委員の内、少なくとも1名の出席がなければ開くことができない。

(委員会の審議)

第6条 委員会における審議にあたっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人（以下「個人」という。）の人権の擁護
- (2) 個人又は適切な代理人等に理解を求め、同意を得る方法
- (3) 研究等によって生じる個人への不利益や危険性などの影響、並びに科学や社会への貢献の予測
- (4) 法理及び法律の遵守

2 委員会は、研究責任者を委員会に出席させ実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明又は意見を述べさせることができる。

4 委員は、自身の申請に係る審議に参加することはできない。

5 委員会の審議は、原則として出席委員の全会一致をもって結論とする。ただし、審議を尽くしても結論に至らない場合は、出席委員の3分の2以上の合意をもって結論とすることができる。

6 委員会は、審議事項の審議経過及び結果について、実施責任者及び関係者の同意を得て公表することができる。ただし、個人情報に関する事項は、この限りでない。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(専門委員会)

第7条 委員会は、特定の事項について予備的な調査及び検討を行うため、又は申請された実施計画について専門的な立場から調査及び検討を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

3 専門委員会に、委員の互選により委員長を置く。

4 専門委員会は、委員会に対し調査及び検討の結果を答申しなければならない。

5 専門委員会は、参考人として研究等の実施責任者を出席させ実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。ただし、実施責任者が専門委員会委員である場合は、参考人として要請された場合を除き、専門委員会に出席することはできない。

6 専門委員会は、調査及び検討の結果を委員会に答申することをもって解散する。

(迅速審査)

第8条 委員会は、第6条による審議のほか、審査を迅速に行うため、次に掲げるいずれかに該当する審査について、委員会が指名する2名以上の委員による審査（以下「迅速審査」という。）に委ねることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって、介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わないものに関する審査

(5) 研究期間の延長に関する審査

2 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付してあらためて委員会における審査を求めることができる。この場合、委員長は、相当の理由があると認めるときは委員会を速やかに開催し、当該事項について審査するものとする。

(申請手続き及び判定の通知)

第9条 委員会の審議を求める場合には、研究責任者は所定の研究計画書に必要事項を記入し、部局長に提出しなければならない。

2 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果に意見を付した審査結果報告書を部局長に通知する。

3 部局長は、審査の結果を審査結果通知書により申請者に通知するとともに、実施責任者及び関係者の同意を得て公表することができる。

(情報の公開)

第10条 委員会は、倫理審査に係る規程及び内規、委員名簿、委員会の開催状況並びに審査の概要について公開するものとする。ただし、審査の概要のうち、研究対象者等及びその関係者の権利利益保護のため非公開とすることが必要であると委員会が判断した内容については、この限りでない。

(事務所管)

第11条 委員会に係る事務は、学務部歯学課が行う。

(改廃)

第12条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

2 この内規の施行に伴い、歯学部・大学院歯学研究科倫理委員会内規（平成15年1月16日制定）は、廃止する。

様式1（第9条関係）

受付番号 ____

研究倫理審査申請書

年 月 日

北海道医療大学
（部局長）

殿

研究責任者

所 属

職 名

氏 名

下 記 の 通 り 申 請 い た し ま す 。

記

課 題 名：

○研究等実施場所：

○研究等の概要（実施計画書および参考資料を添付すること。）

○研究倫理に対する配慮の概要

様式 2 （ 9 条関係）

年 月 日

審査結果通知書

（研究者） 様

北海道医療大学
（部局長）

1. 申請日	年 月 日
2. 申請者	
3. 研究課題	

上記につきまして、 年 月 日開催の委員会に諮り、下記のとおり審査結果が出ましたので通知します。

審査結果	☐ 承認 ☐ 条件付承認 ☐ 変更の勧告 ☐ 不承認 ☐ 非該当
理由 又は 勧告	

北海道医療大学大学院長期履修規程

平成21年3月5日制定

(趣旨)

第1条 北海道医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、学則第12条第2項に定めるところによる。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条第3項に定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第38条に定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書（様式第1号）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(長期履修期間の短縮・延長・取り止め)

第7条 長期履修期間の短縮、延長又は長期履修を取り止めようとする場合は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書（様式第2号）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、その可否を決定するものとする。

(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料は、学則第45条に定めるところによる。

(学則の準用等)

第9条 この規程に定めるもののほか、学則を準用する。また、その他長期履修に関し必要な事項は各研究科において定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

以下、附則省略

長 期 履 修 申 請 書

年 月 日

大学院歯学研究科長 殿

大学院歯学研究科博士課程歯学専攻
学生番号（受験番号）
氏 名



下記のとおり、長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
長期履修 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
現住所	〒 (電話番号)
理由	
履修計画	
指導教員の 意見	署名
備考	

(注) 1 「理由」欄は、可能な限り、具体的かつ詳細に記入し、職業を有する場合は、勤務先名、職種、所在地についても記載すること。
2 「履修計画」欄は、具体的かつ詳細に記入すること。
3 必要に応じ別紙添付可。

長期履修（期間短縮・延長・取り止め）申請書

年 月 日

大学院歯学研究科長 殿

大学院歯学研究科博士課程歯学専攻
学籍番号 _____
氏 名 _____ ㊟

下記のとおり、長期履修（期間短縮・延長・取り止め）を申請します。

記

入 学 年 月 日	年 月 日
許 可 済 み の 履 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
短縮、延長又は 取り止め後の 履 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
短縮、延長又は 取り止めの理由	
短縮又は延長後 の 履 修 計 画	
指導教員の意見	署名
備 考	

(注) 1 (期間短縮・延長・取り止め) は、いずれかを——線で消すこと。
2 取り止め申請の場合は、「取り止め後の履修計画」の記載を要しない。
3 「短縮、延長又は取り止めの理由」及び「短縮又は延長後の履修計画」は可能な限り、具体的かつ詳細に記入すること。
4 必要に応じ別紙添付可。
5 当初の長期履修申請書の写しを添付すること。

年 月 日

学 位 論 文 審 査 願 提 出 予 定 者
研 究 発 表 会 発 表 申 込 書

歯学研究科長 殿

所 属

氏 名

⑩

指導教授

⑩

このたび、学位論文審査願提出予定者の研究発表会で発表したく
発表要旨を添えて申込み致します。

尚、発表要旨については指定期日までに提出いたします。

< 学 位 論 文 の 題 目 >

(目次例)

目次

I . 緒 言	1
II . 実験材料および方法	2
1 . 培養細胞および培地	2
2 . パルス電磁場発生装置	2
3 . 実験方法	3
1) 細胞播種	3
2) パルス電磁場刺激	3
3) DNA 合成の測定	3
4) DNA 量の測定	4
5) ALPase 活性の測定	4
6) 細胞の形態観察	4
7) 統計処理	5
III . 結果	5
1 . 磁場強度、パルス幅および周波数の交互作用	5
2 . DNA 合成促進作用に及ぼす最適パルス電磁場	5
1) 磁場強度の効果	5
2) パルス幅の効果	6
3) 周波数の効果	6
3 . DNA 量に及ぼすパルス電磁場の影響	6
4 . ALPase 活性促進作用に及ぼす最適パルス電磁場	6
1) 磁場強度の効果	7
2) パルス幅の効果	7
3) 周波数の効果	7
5 . ALPase 活性の経時的変化に及ぼすパルス電磁場の影響	7
6 . 細胞の形態観察	8
IV . 考 察	8
V . 結 論	1 3
文 献	1 4
表・付図	

[様式5別紙]				年 月 日
教 育 研 究 業 績 書				
				氏 名 ㊦
著書・学術論文等の名称	短著・共著の別	発行又は発表の 年 月 日	発行所・発表雑誌等 ま た は 発表学会等の名称	概 要

- ※ 発表学会等と発表雑誌等は、区分して年順に連記すること。
- ※ 著書・学術論文等の名称には発行・発表年順に番号を記入すること。
- ※ 概要には全著者名（発表者順）も記入すること。
- ※ 著書・学術論文および学会発表等については、以下に従って番号欄に印をつけること。
- ※ 承諾書を添付した関連論文等については、◎印を付ける。（No.の頭、枠外に記入）
- ※ その他の関連論文等については、○印を付ける。（No.の頭、枠外に記入）

【作成例】 各学会による認定医・専門医に係る要件到達度 <認定医・専門医養成コース専用>

学会/呼称 ： 日本口腔外科学会 口腔外科認定医

	要件	実績	到達度	所見
研修期間				
・ 学会所属	継続2年以上	継続4年目	到達	修了後も継続して所属予定である。
・ 研修期間	研修施設に通算2年以上	2015.04.01～2016.03.31(1年間)施設名等 2016.04.01～2017.03.31(1年間)施設名等	到達見込	今年度3月末をもって通算2年となる。
・ その他				
研修実績				
・ 研修実績	学会参加及び学術発表(筆頭者として)、研修会の参加、救急研修			
・ 診療実績	診断、周術期管理、手術管理			
・ 周術期管理				
実績症例数等				
・ 診断	10 例(各分野1例を含む。)			
・ 周術期管理	外来・入院各5例			
・ 手術管理	執刀手術 30 例以上 経験手術 15 例以上			
その他				
・				
・				
・				